

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 9 時 1 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	林下委員長、酒井（隆行）副委員長、秋元・中村（吉宏）・ 面野・小貫各委員		
説 明 員	市長、副市長、産業港湾部長、産業港湾部参事、 農業委員会事務局長 ほかに関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、面野委員を御指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「小樽港高島地区の観光船事業について」

○（産業港湾）管理課長

「小樽港高島地区の観光船事業」について報告事項がございます。

小樽港高島地区の観光船事業について、9月27日の当委員会以降の経過を報告させていただきます。

9月30日金曜日、事業者に対して、高島地区袖護岸から、一旦、観光船を移動してもらうように依頼しております。

10月3日月曜日、事業者から高島地区袖護岸に係船環を取りつけるための工作物等施工許可申請書が港湾室に提出されました。しかし、設計図、その他必要な図面及び仕様書が不足しているため、保留している状態となっております。

10月5日水曜日、事業者が観光船を手宮栈橋に移動しました。また、事業者が車どめに取りついていたUフックを取り外し、車どめの穴に黒いコーキング材を詰める応急措置を行いました。

翌日、10月6日木曜日、港湾室が破損した車どめの強度等を確認するため、市内の港湾工事関係業者に車どめのメーカーの調査を依頼しました。

10月7日金曜日、港湾室が小樽市漁業協同組合に対し、地元漁業者との話し合いの場の設定、今後の対応及び進め方について検討していただくよう依頼しております。

10月13日木曜日、小樽市漁業協同組合が地元漁業者と協議を行ったと聞いております。

10月26日水曜日、市内の港湾工事関係業者から車どめのメーカーの特定と車どめの状態について報告を受けました。調査の内容は、車どめ本体への加工は破損及び強度低下を招くおそれがあるとのことであります。

10月27日木曜日、港湾室から事業者に、まずは口頭で穴をあけた車どめを全て取りかえるよう指示しました。

以上、経過報告を終わります。

○委員長

これより、質問に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民進党の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

◎小樽港高島地区の観光船事業について

まず、何種類かの資料を要求させていただいているのですが、資料要求しておりました申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間、これについての質問をさせていただきたいと思います。

まず、1枚目の様式1の内容を全て読んでいただけますか。

○（産業港湾）管理課長

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間、平成10年7月1日作成。

許認可等の種類、使用許可。

法令名、小樽市港湾施設管理使用条例（昭和30年小樽市条例第15号）。

根拠条項、第 3 条第 1 項。

法令の定め、港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

根拠条項のほかに次の条項が関係する。（詳細別紙）となっています。同条例第 3 条第 2 項。

審査基準、法令の規定において判断基準が網羅されているので、審査基準は設定していない。

標準処理期間、7 日（休日を含まない）。

申請先、小樽市港湾部港政課業務係。

資料の様式 1 の裏面でございますけれども、小樽市港湾施設管理使用条例の抜粋が載っております。

2 項、物揚場護岸又は運河護岸を使用することができる船舶は、小樽港を基地とする漁船、雑種船その他市長が特に認める小型船舶とする。

○中村（吉宏）委員

今、読んでいただいたのですが、条文、もう一つ読んでいただきたいのが、小樽市港湾施設管理使用条例の第 3 条第 1 項を読み上げてください。

○（産業港湾）管理課長

使用の許可等。

第 3 条、「港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」

○中村（吉宏）委員

今回、この審査の対象となった許認可について、法令の規定において判断基準が網羅されていると言っているのですけれども、幾つかあると思うのです、今回の許可を出したもの、係留とか、浮き桟橋、水面の利用、これについて、それぞれの許可がここである法令のどういう部分に該当するのか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室長

ただいまの使用許可にかかわる案件でございますけれども、まず係留施設の許可、係留の許可、それから護岸使用の許可、さらには水面占用の許可などがこの使用許可に該当いたしまして、条例第 3 条第 1 項、これにかかわる申請にかかわる許可に該当いたします。これらのいわゆる審査に当たって、審査基準に書いております法令の規定において判断基準が網羅されているという部分でございますけれども、港湾法第 37 条第 1 項及び第 2 項、これに該当する判断基準が示されていると考えております。

○中村（吉宏）委員

そうであるならば、第 37 条第 1 項、それから第 37 条第 2 項を根拠に、それに関する審査基準を明確にしておく必要があると思うのですけれども、これについてなっていないのはどうしてでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

平成 10 年に小樽市行政手続条例を制定する際に、いわゆるこのように審査基準を設定しないものということの解説がございまして、その中で法令の規定において判断基準が網羅されている、または法令の定めるものによって判断することができる場合は、判断基準が法令の定め尽くされているので、行政庁は別に審査基準を定めることを要しないと、この規定によってこのように審査基準は設けていないという状況にあります。

○中村（吉宏）委員

法令に網羅されているということなので、では法令の第 37 条第 1 項及び第 2 項を読み上げてください。

○（産業港湾）港湾室長

第 37 条、「港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用

二 港湾区域内水域等における土砂の採取

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2 港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第三条の三第九項若しくは第十項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第一号の水域の占用又は同項第四号の行為の許可をしてはならない。」

○中村（吉宏）委員

そういう規定になっているのですけれども、今回、その法令を判断基準という形にしているのですけれども、行政手続法ではもっと具体的にという記載があると思うのです。行政手続法第 5 条を全部読んでみてくださいか。

○（産業港湾）管理課長

行政手続法第 5 条。審査基準。

「行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」

○中村（吉宏）委員

今読んでいただいた行政手続法第 5 条なのですけれども、第 2 項、できる限り具体的なものにしなければならないという規定がありますが、この今出していただいた資料は、具体的に果たして言えるかどうか、原課の方の感覚としていかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

原課といたしましては、先ほども御説明いたしました、小樽市の行政手続条例を制定する際に、審査基準等の設定等要領というものを定めておりまして、この中で設定を要しない場合ということで、一つには審査基準は法令の定めに従って判断するための基準であって、法令の規定それ自体は審査基準には含まれない。したがって、判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている場合には、その設定の必要はない。この説明、設定を必要としない場合、これに該当するという判断が働いたと考えております。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、平成10年以降は見直しはなかったのですか。

○（産業港湾）管理課長

ございません。

○中村（吉宏）委員

そこで、今回、資料請求したもう一種類に、国土交通省港湾局振興課から出ている「水域の占用について」という書類がありまして、その 5 ページ、平成 6 年 9 月通達なののですけれども、水域の占用許可についての審査基準が、国が示したものがしっかり載っているのですよ。こういう内容をもらっていて、果たしてこれ法令が、この第 37 条がしっかりと網羅し切っていれば、こういう基準を国が出してくることはないと思うのですけれども、こういったものを設置する必要があるのではないかということを、行政マンとしては、皆さん、これから出てきたもの

だと思うのですけれども、確認等をするべきだと思うのですが、この辺の御認識はいかがですか。

○産業港湾部参事

水域の占用については、平成21年に、このような形で通達が示されておりました。その都度、必要に応じて、やはり具体的な基準がある場合は見直していく必要もあろうかと思います。

ただ、今回については、平成10年に定めた審査基準を、現在、判断の基準にしているという状況でございます。

○中村（吉宏）委員

ちなみに行政手続法で、こういう規定があるということを踏まえて、審査基準を公にしなければならないとか、そういう規定があると思うのですけれども、これは誰のためにあると思いますか。

○（産業港湾）港湾室長

やはり行政手続法の趣旨に照らして、いわゆる申請をしてくる方々、いわゆる市民にしろ事業者にしる、そういったいわゆる行政的な許可を求めてくる、申請する方々全般を対象にしております。

○中村（吉宏）委員

そのとおりなのです、第一義的にはね。第二義的には、あなた方が申請上がってきたときに、しっかりとこうこういう理由でいいですよ、だめですよという判断を、公平な立場から示すための材料でもあると思うのです、これは。だからこそ明確に示さなければならないものであり、港湾法第37条2項の支障がないという文言によって、今回、支障がないからということで諸届に対する許認可が行われていますけれども、現に支障が生じてきているのも、そういうところにずさんさがあるからではないですか。これどうお考えなのかなと思ひまして、お伺いしたのですけれども、お願いします。

○産業港湾部参事

ずさんさがあるのかということに対しては、決してずさんさがあって、今回、許認可をしたということではなくて、先ほどお話をしたとおり、第37条の第1項ないし第2項に基づいて判断をしたところでございます。

○中村（吉宏）委員

でも、正直、これを見たときに愕然としましたよ。法令に基準が網羅されているからと。でも、法律を読んで、具体的にそれがどう当てはまるのか、当てはまらないのか、小樽市の判断の基準。それで、港湾といっても全国で法律を決めていますけれども、各港湾によっては地形も違えば、建っているものの順序とか、そういったものが一切違うわけですよ。そういう中で、この小樽市の法案で許可を受けるためには、この法律上どう具体的に判断されるのかというのを、皆さんそこが知りたいところであって、それが全く書いていないというのはずさんだという以外に、これは言葉を、もうほかの言葉が見当たらないぐらいかなと思うのですよ。

それをさらに平成10年の条例なりの規定があるから、それに基づいてやりました。それ以降、もう15年もたっている状況ではないですか。全く中身を一回も見直さない、こういうことをやっているから今回のいろいろな問題が発生するのではないかと思いますよ、漁業者の方との権利対決とか。その辺は後で触れますけれども、お互いに利害の対立が生じたときに、解決の糸口が見つからないのも、こういうふうに具体的になっていないからなのではないかなというのを1点指摘させていただきたいなと、まずこの時点では思います。

それと、先ほどの申請に係る審査基準・標準処理期間、この2枚目のものを読み上げていただけますか。

○（産業港湾）管理課長

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間、平成10月7月1日作成。

許認可等の種類、禁止構築物の特例許可。

法令名、小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成8年小樽市条例第46号）。

根拠条項、第3条ただし書き。

法令の定め、（詳細別紙）。

審査基準、個別具体的な判断をせざるを得ないため、審査基準は設定していない。

標準処理期間、7 日（休日を含まない）。

申請先、小樽市港湾部港政課業務係。

裏面の禁止構築物についてです。

第 3 条、法第 40 条第 1 項に規定する条例で定める構築物は、次に掲げるものとする。ただし、市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

- （１）商港区においては別表第 1 に掲げる構築物以外のもの。
- （２）工業港区においては別表第 2 に掲げる構築物以外のもの。
- （３）漁港区においては別表第 3 に掲げる構築物以外のもの。
- （４）マリーナ港区においては別表第 4 に掲げる構築物以外のもの。
- （５）修景厚生港区においては別表第 5 に掲げる構築物以外のもの。

○中村（吉宏）委員

では、今回の分区条例に関する規定、第 3 条ただし書きが根拠ということになりますね。

今、読み上げていただいたのですけれども、この点、分区条例上の構築物、いわゆる原課の方のお話ですと陸域のという規制についてということでしたけれども、議会の中の答弁では、これ第 3 条ただし書きの規定根拠にされていないと思うのです。第 3 条の第 1 項 3 号ですか、これに基づいて別表第 3、構築物以外のものというところの第 12 号を根拠にされているかと思うのですけれども、これはこの審査基準の記載でいきますと、議会答弁と食い違っていると思うのですけれども、この点御説明いただけませんか、許可の根拠を。

○（産業港湾）港湾室長

ただいまの御質問でございますけれども、まず審査基準で対象としておりますのが、禁止構築物の特例許可ということで第 3 条のただし書き、いわゆるその部分なのですが、それ以外の部分で、別表に掲げております事項につきましては、それぞれの港区において規制されない構築物について別表の第 1 から第 5 に具体的に記載されております。これらの事項につきましては、分区条例では申請をするという形の条項ではございませんので、審査基準においては、審査基準を設けるべき事項ではないというふうに捉まえて、先ほど言いました第 3 条のただし書きの部分でございますが、その部分だけが申請行為が発生するというので、それについてのみ審査基準を設けるべく検討した結果、そこに審査基準に書いているとおり設定しないという記述になっております。

（「違うんじゃない」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

違うのではないかと思いますし、まず今、整理しますと、今回、私もこれ伺いたいののですけれども、確認申請を上げて、確認がおりない限りは、一応申請のもの、建物を建てられないわけではないですか。そうしたら、その確認をもらうための基準をクリアしなければならないわけでしょう。そのための、今回の私が要求したのは、今回の許認可についての審査基準を出してくれということと言っているわけであって、別に禁止構築物、これ第 3 条のところで禁止構築物云々という話の基準を出せとは言っていないのですよ。この点、これ出した資料が違うということですか、では。整理して説明してください。

○（産業港湾）港湾室長

分区条例の中で、いわゆる申請行為としてうたわれておりますのは、第 3 条第 1 項に基づく、第 2 項において「前項ただし書きに規定する許可を受けようとする者は、規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。」とあります。この分区条例の中では、申請という部分でいいますと、この第 3 条第 2 項に記述しているのが根拠になります。したがって、そのほかにつきましては、いわゆるまず審査基準を設ける項目としてはみなされていないと、あくまでも第 3 条 2 項における申請行為そのものについては、審査基準の対象となるということで、そ

ういう考え方でございます。

（「もうちょっと詳しく言ってあげて。条例にちゃんと書いてあるからって言ったんですよ」と呼ぶ者あり）

さらに言いますと、いわゆる一応どういうふうに判断するかといいますと、別表第 1 か第 3 に具体的に、これこれこれは、いわゆる第 3 条の第 1 項に規定する別表第 1 に掲げる構築物以外のものということで、規制されない構築物について別表に掲げられておりますが、これらの事項につきましては、いわゆる審査基準は法令の定めに従って判断されるための基準であってということで、具体的に判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている場合には、その設定の必要はないというものには該当するとは思いますが。ただし、分区条例では、これらの条項については、具体的に示されておりますので、これに該当できれば確認申請上のいわゆる適合する、しないという判断が下されるということで、この条項に関しては申請にはあくまでも該当していないということでございます。

○中村（吉宏）委員

では、別表第 3 の第 1 号から第 12 号までが、いわゆる確認に要すべき内容であり、これをクリアしていれば問題がないという認識だということだと思います。だから、それがいわゆる基準になるということですね。

○（産業港湾）港湾室長

そうです。

○中村（吉宏）委員

お話を先に進めますけれども、今回のこの書類、資料要求したものについて、標準処理期間に記載をしていただきました。両方の申請ともなのかということなのですから、片や、もう一つ資料の要求といいますか、前回の議会議論で資料要求に上がっていた資料で、各許可等に関連する書類なのですから、一つは水面の利用許可であり、あるいは護岸の利用許可であり、それから浮き桟橋等の設置の作業許可等の書類があるのですけれども、それぞれ申請が上がった日、それから許可を出した日をお示しください。

○（産業港湾）管理課長

護岸の登録申請、港湾施設の使用の許可につきましては 5 月 27 日に、港湾施設占用許可につきましては、5 月 25 日に申請されまして、6 月 1 日にいずれも許可をしております。

○中村（吉宏）委員

標準処理期間が 7 日間、休日を含まないということは、土日、祝日は含まないと解釈してよろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

基本的には、閉庁日は含まないものと考えています。

○中村（吉宏）委員

それで、今回、この資料を要求したのも行政手続法に基づくことなのですから、行政手続法の第 6 条を読んでもいただけますか。

○（産業港湾）管理課長

標準処理期間。

第 6 条、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。」

○中村（吉宏）委員

そういう規定になっておりますね。標準規定期間を定めなければならないということで7日間ということですけども。

例えば、この1枚目の港湾施設占用許可申請について、水面の占用ということなのですが、これ申請が上がってから許可を出すまで、実質、審査に要した日数は何日間ありますか。

○（産業港湾）管理課長

6日間です。

○中村（吉宏）委員

5月25日に申請が上がって、6月1日に許可がおりていると。6日間であるわけですし。

もう一つ言いますと、護岸の使用許可、これについては何日間あったわけですか、審査に要する日にちは。

○（産業港湾）管理課長

護岸の登録の審査期間については、4日間です。

○中村（吉宏）委員

護岸のほうは4日なのですが、標準処理期間が7日間ですよ。通常、この標準処理期間というのは、行政にいろいろな申請が上がったときに、許可あるいは不許可の判断をいらずに行政が延ばさないようにいうことを、そういうことを制限するために、目的として規定されている条文なのです。今回、7日間の処理期間があつて、例えば、護岸の使用許可ですけども、27日に申請が上がってきて、その当日すぐ審査に入るというわけにもいかないでしょうから、そうすると5月の日程でいくと、もう28、29日が土日になるわけです。実質審査したのが30、31日、2日間ぐらいしかないわけですよ、実質、審査にかかる日数が。そして、6月1日にぽんと許可を出している。これについては、ほかにいろいろ対立する利益等の問題が出てきているのですけれども、早過ぎないのかな、逆に、しっかり審査できたのかなということが懸念されるのですよ。

同じく、水面の占用許可、これ港湾法の第37条、それこそ第2項の問題になってくると思いますけれども、先ほど、国土交通省から出た資料によると、先ほどの資料5ページに書いているのですが、標準処理期間は、原則20日以内とするということなのですよ。これも6日で許認可の判断をしている。余り遅いと遅いで問題なのでしょうけれども、しっかり判断されたのかなと懸念されるのですが、このあたり、どういう内容をどういうふうにどういう時間ベースで判断したのか、お聞かせいただきたいと思います。

○産業港湾部参事

我々の審査基準は、7日という形にさせていただいています。それぞれ、先ほどお答えしたとおり、4日間ないし6日間でそれぞれを処理してございますけれども、この案件については、事前に話し合いもしてきた案件でございますので、その書類が来てすぐそれを一から審査したということではございませんし、先ほどは国土交通省の20日というのもございますけれども、それはそれぞれの案件ごとにあくまで標準の日数が設定されているということでございますので、確かに委員のおっしゃるとおり長引くというのは非常に問題があろうことかもしれませんけれども、早くなったからといって、その内容の審査が不十分だったということにはならないと解釈しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

おっしゃるとおり、申請者の側に立てば早く許可を出してほしいということですよ。だけれども、これ例えば水面の占用については、標準処理期間については20日間と国が出しているのですよ。何でここで、小樽市は7日間、国は20日間、こういう判断をするのかなと私なりにいろいろ考えました。

そこで、前定例会の当委員会で自民党の酒井隆行議員が質問したことに関連してですけども、公聴会を開いたのかという質問に、開いていませんと答弁された、その理由をお示しいただけますか。

○産業港湾部参事

行政手続法における公聴会の開催要件といいたいしょうか、どの案件も必ず公聴会を開催しなければならないといようなことにはなっていないでございせんので、このたびについては公聴会を開催していないといこととでございませう。

○中村（吉宏）委員

おっしゃるとおり、行政手続法上は、これ努力義務規定なのですね。公聴会を開くように努めなければならない。だけれども、まさしく努めるべき案件だったのではないでしうか。

といのは、片や漁業権のある漁業者たちがそれぞれの権利主張をし、また妨害をされているといような主張も繰り返している中で、標準処理期間が定まってい、それに対して事業者の許可を進めるとい一方的な進め方をしてきた、中にはこうい丁寧な、こうい法律上努力義務とはいえ規定があるにもかかわらず、こうい規定を利用して両者の間に入っていかなかったといことは、これ言語道断だと思ふのですよ。法令が努力義務規定だから私たちやりません、それでは余りにも市民に対して失礼過ぎるのではないかな、私はこう思ふのですけれども、港湾室の御見解を伺いたいと思ひます。

○産業港湾部参事

確かに、公聴会とい名称は別にして、説明会だとか、こうい形で市の考えを説明して漁業者の理解を得るべきだったといふうには思ひてございませう。

○中村（吉宏）委員

何で公聴会とい名称は別にしてといか、そのまま公聴会を開けばよかつた話ではないのですか。

○産業港湾部参事

一般的に、我々いろいろなところでいろいろなことを行政としてやってございませうが、公聴会と称してやっっている場合ももちろんありますけれども、一般的には説明会ですとか、こうい形でやっっているのが多いといいたいしょうか、一般的だろうと考へてございませう。それで公聴会とい名称ではないとい説明をしました。

○中村（吉宏）委員

先ほどのこの行政手続上の審査を行うに当たって、審査基準の設置もそうですし、今の標準処理期間のお話、国が20日間予定しているのだ、だけれどもこういものを行つた結果といか、しっかりと審議がやはりできていない、こうい状況が非常に問題なわけですよ。これは、こうい状況を踏まえて、今いろいろ議論ずつとしてきましたけれども、本来努力義務とはいえ、やるべきことをやればきちんと意見交換が事前に行えた、こうい状況が一つあること、だから対立する利益がある場合に、その調整といものをもっと早く手がけられたこと。それとこうい審査基準といものもきちんと明確にしておくことによつて、当初できたものがそのままずつと十何年も放つておいたまま進むといような状況が発生しているといのは、非常に問題だと思ふのですけれども。

こうい状況について市長はどのようにお考へなのか伺いたいと思ひますけれども、いかがでしう。

○市長

中村吉宏委員が御指摘のよう、平成10年から行政手続法に伴う環境が変わっていない状態とでございませう。その中で、漁業権のある水域を航行する観光船事業者といのは、今回の件に限らず、私が就任する前から多くの事業者の方々がいらっしゃいます。その中で、漁師から、そのよう観光でそのよう事業者の方々航行することにより、漁業者の方々に影響を及ぼしているといお話は、随時、過去から出ているところとでございませう。

ですので、私は、今回の件は、皆様から御指摘もありますけれども、この件だけではなく、いわゆる過去からずっとその手続の仕方が変わっていないといこともあつて、そのよう状況の改善を図れていない状況とでございませうから、私といたしましては、やはりそのよう漁業者の方々、ふだんからお仕事をされておりますので、当然に、私が就任する前から起きているそのよう問題点に対して改善を図っていくことが、まずは大事であらうといふうに思ひております。

今回、高島の漁港区において、観光船事業者が出られることによって、特にあそこが漁業権のある港湾内ですから、特にさらに今までの声以上に地域の、高島の漁業者の皆様が、その事業に対しての心配の声がより高まりましたから、このことを機に、今後において漁業者の皆様と、また、今、小樽観光として高まっているところでございますから、その観光にかかわる事業者の方々と協定等を結んで、円滑にお互いが、お互い仕事の環境を整えていくということが非常に重要であろうというふうに思っているところでございます。

実際に漁業権そのものにおいて、今、例えば分区条例のお話等含めて、許可要件等に何もそれは含まれていないところでございますから、その中で、今、先ほど参事からも答弁あったように、漁業組合等にお話をしたり、または事業者の方々に対して、いわゆる協定を結んだりとか、または事業者の方々もしっかり漁師の方々に御説明をして、その問題点にならないようにということで、ずっと職員としてはその枠組みの中で努力をし続けているところでございますので、先ほど来から原部からもお話がありますけれども、公聴会という形はとってはおりませんが、市のほうでどういう手続のものなのかということをお話させていただいたりとか、またはさらに今後において、漁師と観光船事業者の方々がしっかり対話ができるように、漁業組合と連携をしながら前に進めていくこと、これが重要だというふうに私は認識しております。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

中村吉宏委員。

○中村（吉宏）委員

委員長、今の答弁なのですけれども、市長の、私の質問の趣旨に沿った内容の答弁ではないのですよ。もう一度説明したほうがよろしければしますし、きちんと質問に沿った答弁をいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。議事整理をしていただけますか。

○委員長

いろいろ経過なども含めて、市長の御判断もあったと思うのですけれども、市長にはできるだけ簡潔に質問に答えていただくということで、お願いしたいと思います。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

中村吉宏委員。

○中村（吉宏）委員

私が質問した趣旨というのが、今、小樽市の行ってきた許認可、それに基づく行政手続上のお話をしてまいりました。本来こうすべきであったのにしていない、あるいはこういう状況が足りない部分があるのだと。これについて、行政のトップとしての市長の見解を伺ったところなのです。この状況をそのままにしていっているのか、それとも市政の状況を改善しなければならないのか。漁業者は迷惑されていますよ、あちこちに問題が発生しています、それはもう重々承知の上なのですけれども、そういうことを聞いているのではないのです。

改めてしっかりと、この質問に対して正確な答弁を要求したいと思うのですが、お諮りいただきたいと思います。

○委員長

今の議事進行に関して言えば、市長の答弁は、経過なども含めて若干回りくどくなっていたから、私もそれは簡潔にお答え願いたいという話をしたのですけれども、質問に答えていないという委員の判断ですか。

○中村（吉宏）委員

いや、質問の内容に対しての回答にはなっていないのです。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

何でも好きなことを話せばそれで答弁として認められるのであれば、議会議論としては成熟したものにはならな

いのではないかと。

（「もう一回質問の趣旨」と呼ぶ者あり）

○委員長

もう一回、そうしたら質問をしていただきます。

○中村（吉宏）委員

わかりました。改めて質問いたします。

今、あらあら行政手続に関連にしていろいろ指摘させていただきました。標準処理期間の問題、それから審査基準の問題、こうしたものがしっかりしていれば、今回のものも未然に防げたかもしれないし、もっと合意の上でいろいろ進められたかもしれない。行政として一度も見直さない、平成10年以降の条例に関する内容、そういったものが非常に不備があるのではないかと、こういう指摘をさせていただきました。

小樽市の行政の長として改めて市長に伺いますけれども、こういう状況を踏まえていかにお考えでしょうか。改善をすべきであるのか、あるいは見直すべきものがあるのか、それとも今のままでいいのか、この点をお答えください。

○市長

先ほども少し答弁させていただいたところですが、平成10年からこのように設定をして以来、残念ながら何一つ、この間、先ほども課長から答弁ありましたけれども、変えていない状態でございます。

私は、これが審査基準を明確にしたことによって未然に防げたかという、私はそうではないとは思っておりますが、中村吉宏委員から、この件、今回改めてお話をし、平成10年から変わっていない状況で、これから今回の件に限らず、やはり審査基準というものをしっかり設けて、一つ一つの申請に対しての許可をそれに基づいて行っていくということは、非常に重要なことなのかなというふうに思っております。

これについては、これから担当である港湾室とも話をさせていただく中で、現行までは、今回の許可要件に限らず、港湾における全てにおいてこれに基づいて行っていたものですから、今後、それに今どれほどの課題があるのか等をいろいろ確認、そして分析をして、その上で判断したいというふうに思います。

○中村（吉宏）委員

事は、港湾だけの問題ではないと思うのです。全市全般の行政運営にかかわってくるのだと思うのですよ。今、経済常任委員会ですから、その点には広くは触れませんが、少なくともこういったものの見直しをしっかり行うことで、先ほども審査基準が定まっていれば、起きなかったということはないだろうということをおっしゃっていましたけれども、そうではないのですよ。みんながわかりやすいものがきちんと設置されている、これは法律にも記載されていることです。ましてや、先ほどから国が示した審査基準等の内容もお示ししているわけで、小樽市も全般的にそういう明確な基準をいろいろな許認可等の場面においては定めるべきであると私は思いますので、それを強く要望しておきたいと思います。見直しをぜひ全般的に、港湾室と言わず、全般的に図るべきだと思いますので、お願いします。

◎事業者の申請許可後の現状について

次の質問に行きますけれども、今回、分区条例上の事業者が申請を上げた建物については、飲食店、物販店だという認識で港湾室は確認されたということですが、今、港湾室はいろいろ現状を確認されていると思いますが、どういう状況になっているのか、お聞かせください。

○（産業港湾）管理課長

まず、水域のお話なのですが、護岸に係留していたのにつきましては、先ほど報告事項として説明しているので一部割愛させていただきますが、あと陸域の建築物については、建築は予定どおり、建物は一応完了している形になっておりますが、現在のところ、現場へ行ったときに確認している時点でしか発言できませんけれども、

今、物販、飲食として営業しているという様子は、そのときではうかがえませんでした。

あと、浮き栈橋についても、現在のところ、設置に係ります占用の許可は出ていますけれども、現場ではいまだ着手だとかの傾向は見られておりません。

○中村（吉宏）委員

その確認をされたのは、いつごろのお話ですか。

○（産業港湾）管理課長

詳細の日にちだとか、時間だとか、明確に覚えていないのですけれども、たしか記憶の中では10月の上旬ぐらいだったかと思います。

○中村（吉宏）委員

分区条例の別表第3第2号に、漁船のための係留施設という規定があるのですけれども、係留施設というのは何なのか説明してください。係留施設に当てはまるものを、具体例として挙げていただけますか。

○（産業港湾）管理課長

漁船のための係留施設に当たるものとして、岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場、船揚場です。

○中村（吉宏）委員

これはあくまで漁船に関してという解釈でよろしいですね、別表第3については。

○（産業港湾）管理課長

漁船についても同様に考えています。

（「ついても」と呼ぶ者あり）

普通のほかの船舶についても、係留施設は同じ種類となっておりますので。

（「別表第3の話ですよ」と呼ぶ者あり）

○（産業港湾）管理課長

同様です。同じものです。

（「漁船のためのということですね」と呼ぶ者あり）

はい。

○中村（吉宏）委員

私もいろいろ現状を視察しております。現状ですけれども、飲食店、物販店と称す建物の中に、冬囲いをした、恐らく観光船事業に使用するであろう船舶が格納されているのですけれども、この状況について説明してください。

○（産業港湾）管理課長

陸域に上架された小型船艇については、今ほとんど青の洞窟とかの遊覧を目的にしている船だと聞いておりますので、現在ほとんど使用していない状況なので、陸上に上架しまして、要は傷まないようにシート等で覆っているというふうに確認しています。

○中村（吉宏）委員

あれが漁船という認識は私にはないのですけれども、詳しく、ビニールシートをはぐったわけではないのです、中に入れませんから入っていないのですが、外観から見る限りは恐らくそういうことなのだと思うのですけれども。その状況というのは、分区条例あるいはその他諸法令、条例等に照らして妥当なのですか、問題はないのですか。

○（産業港湾）港湾室長

今、小型のプレジャーボートを陸に上げて保管しているという状況でございますが、それ自体は分区条例で言う構築物に該当いたしませんので、あくまでも民地に物を置いている状況でございますので、分区条例上は特に支障はございません。

○中村（吉宏）委員

構築物の中に保管をしているという状況自体が、その構築物の使用用途として、船揚場あるいはそれに関連する施設というふうに見てとれる状況なのです。しかも、あそこは飲食店、物販店として建築確認申請を出しているところだと思うのですが、そういう状況を放置するとか、無理やりな解釈でプレジャーボートを置いていいのですよということになるのかどうか、もう一回しっかり御答弁していただきたいと思います。そういう認識で確認済証を出したのですか。

○（産業港湾）港湾室長

ボートを陸上に置くこと自体は、分区条例で規制されるもの、いわゆる適用、分区条例の適用をする範囲ではないというふうに考えております。

（「違う」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

何で、今、船揚場という発想をしたかというと、漁船以外のものの船揚場として使われているのではないのかという指摘をしているわけですよ、こちらは。それについて、港湾室はそうではないのですということなののでしょうか、それとも現場を見てないからわからないのでしょうか、お答えください。

○産業港湾部参事

今、船揚場という御指摘でしたけれども、あくまで船揚場ではなくて、今、船が置いてあるところについては、事業者が所有する土地ですので、決して船揚場に置いているということでは思っておりません。

○中村（吉宏）委員

では、私有地であれば、どう使ってもいいということでしょうか、今の解釈ですと。もう一回お答えください。

○産業港湾部参事

基本的には、所有をされている土地ですので、それはどういう用途で使われているかは所有者の判断になると思ってございます。

（「違うでしょう。ひどいな」と呼ぶ者あり）

土地の使用については、建物を建てるのはまた分区条例で制限がかかりますので、そういうことではなくて、現在、船を上架しているという状況については、所有者の御判断で船をこの間は使わないということで上架されているのだというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

少し驚きなのですが、別表第3の12号に当たる飲食店、物販店ということで内容を確認されたわけですね、港湾室に。それが、今、飲食店、物販店の実態がなく、さらに船の格納倉庫という外観を呈しているわけですよ。そういう利用をするということで、そういう目的で申請があったのかなと、逆に言うと、それを認めたのかというところが、今聞いていることなのです。周りいろいろこれだけ問題があるとやはりおかしいですよという声も出てくるのですよ。その点を踏まえて、もう一度確認をしていただきたいと思います。お答えください。

○産業港湾部参事

先ほど、管理課長からもお答えいたしましたけれども、10月の下旬、この間見に行ったときにはあくまで飲食店の奥のほうに置いてございまして、飲食店の中に置いているということは実は確認をしておりません。

（「ああ、じゃ今すぐ確認してきてくださいよ、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

委員長、済みません、話にならないのですが、これ。同じ状況を把握してもらう必要があると思うのですが、この状況がまたどうなのかの議論をするのに。

○産業港湾部参事

我々、もしもそういう状況があれば、それは不適切ですので、すぐに、適切な建物の利用にするように指導したいというふうに思っています。

（「使っているんだよ、使われてる。そういう」と呼ぶ者あり）

（「うん、使われている、現状、きょうも」と呼ぶ者あり）

（「ひどいな」と呼ぶ者あり）

（「それちょっと問題じゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

いいのですか、今の答弁で。

（「そういう状況があると指摘されているのにさ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

傍聴人はお静かにお願いいたします。

○産業港湾部参事

我々、10月の月上旬に確認したときには、そういう状況でなかったものですから、気づいてごさいませんでしたけれども、もしもそういう状態にあるということであれば、それは飲食店の用途ではごさいませんので、すぐ是正するように、その指導をしたいというふうに思います。

○中村（吉宏）委員

今、あれだけ問題になっているわけですよ、こういう議会議論。なぜか、そもそも漁港区、それは分区条例上、陸域とか、水面、水域また違うというお話がいろいろある中で、迷惑をこうむっている方もいらっしゃる。そういう状況の中で、港湾室の担当の部署が目を全然光らせていないというのは、これは非常に問題なのではないかと思うのです。

ずっとそうですよね、この問題。事業者が先にいろいろ建設を進めたりですとか、実態をつくっていった、それに対して後づけで許認可を行う。しかも、その許認可についても、きょうもう少し時間があればしっかりと追及したかったけれども、標準処理期間を追い越して非常に早いペースで許認可を出していく。きょうは建設常任委員会の人たちもいないですし、建設部の方たちもいないですけれども、同じく河川用地についても同じ状況なのです。議会に報告もないまま、これだけ問題視をして、いろいろ視察等をしている中で、ずっと事実状態を追いかけて、何か大急ぎで許可を出している。しっかりとその一個一個を審査、確認しようとしな。こういう状況が見受けられる中で、もう少し緊張感持って現場をいろいろ、何かしろというのではないですけれども、常に日々の変化を把握するですとか、日々、周辺の方たちの声を何かしら聞く機会を持っていくですとか、何かあってもいいのかなと。しかも、10月の月上旬が最後に現場確認されましたということですから、もう今11月になるところなのに、そのままでいいのかなと。ひょっとすると議員や市民と感覚が少しずれているのかもしれないなというのを改めて思ったのですが。

こういう全般的な状況を踏まえて、きょう、まだ議論すべきところがたくさんあって、議論し尽くせていないと思いますけれども、今後、この許認可、あるいはこういう事象が出てきたときに、もっと先々情報を捉えて、その都度きちんと対応していただきたいと思うのです。この事業者だけではなくて、今後いろいろ問題が出てくると思うのですよ。多分、このスピードでやっていて、同じペースだと小樽港の港湾の全般、環境全般がおかしくなると思うのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それを踏まえて、港湾室の今までの状況、私は大いに反省してほしいと思うのですけれども、そういう今までの状況を踏まえて、今後どうされるのか、お話を最後いただければと思います。

○産業港湾部参事

先ほども少しお話させていただきましたけれども、やはり今回の許認可の判断基準ですとか、経緯など、市としてやはり丁寧に説明すべきだったということを踏まえて、今後については、新たな事業者も考えられないわけでもございませんので、事前に関係機関と連携を保って、事前にそういう情報も把握して、漁業者の皆さん、組合の皆さんとやはり話し合いをする、意見を聞く、状況を確認するということが求められるものだというふうに思っています。

○中村（吉宏）委員

最後にありましたね。漁業者、それから組合の皆さんとのお話し合いということですが、くれぐれも漁業者たちの声もしっかり聞いて、この問題に限らず、港湾の問題を対応していただきたいということをお願い申し上げます。私からの質問を終わります。

○委員長

自民党の質問を終結いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎記者会見での市長の発言について

それでは、初めに市長に２点確認させてもらいます。

先日、記者会見で、市長はＨＢＣの記者の方の質問に、このように答えたのです。ＨＢＣの記者の方が、「そもそものが違法に係留をしている状態があり、それを知った上で、市長は事業の許可を出したという構図なのですね。」ということで、市長は、「いや、それは、たぶん、認識がずれていると思っております。不適切な状況というものはありましたけれども、私たちの方の業務としては、許可要件に従って対応しているので、違法状態だとは考えておりません。」と答えています。そもそもどういう認識のずれが記者の方と市長にあったのか。違法ではないという根拠、違法なのですよ、これどう考えても、最初から。違法ではないというその根拠を示して、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長

恐縮ですが、ＨＢＣとそのやりとりをした後に具体的に直接お話をしていないので、どこに対して認識がずれていたのかは確認は残念ながらとっておりませんが、その件におけるやりとりにおいては、そのように感じたので、このときはそのようにお話をしました。

また、私は、何度もこの答弁の中でもお話しさせてもらっておりますけれども、皆様からはそのように御指摘されておりますが、私は不適切な状態だということでお話をしていて、違法状態だというふうに考えていたわけではございません。

○秋元委員

その根拠を示してくださいと聞いているのに、違法ではないという根拠を示してください。

無許可だと市長、自分で本会議場で答弁しているのですから、無許可ということは、法律、条例に基づいて許可をとっていないということなのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

これ違法ではないですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

なぜ違法ではないのか示して言ってください。そう思うではダメです。

○委員長

市長、もう一度、その点について答弁できますか。

○産業港湾部参事

市長の無許可という発言のことは、今すぐ確認が私できませんけれども、我々としてはあくまでそれぞれの条例や法律、港湾法第37条、市の港湾施設管理使用条例の第3条第1項ないし第2項に基づいて適切に許可をしたというふうに考えてございます。

○秋元委員

そんなことを聞いていません。そんなことを聞いていないですよ。

○委員長

秋元委員の質問に対する答えについて、市長の答弁が質問には答えていないということなのですから、もう一度答弁できますか。

（発言する者あり）

市長の記者会見の件についての見解ですから。

（「何ぼ答弁したってだめですって」と呼ぶ者あり）

○（産業港湾）港湾室長

無許可で係留している、それから車どめに穴をあけてUフックをつけている、これが議員の皆様は違法であると、またはHBCの記者につきましても違法であると、なのに何で許可したのかということですから。

（「違います。違う、そんなこと聞いてないですよ」と呼ぶ者あり）

あくまでも違法かどうかの判断の根拠でございますけれども、実際に行ったことは不適切な行為であるということで、条例に基づく許可をとること、さらには条例に基づきまして、車どめにつけたUフックを外し、復旧すること、こういう是正をさせて、いわゆる事後になりますけれども、許可を与えて是正するということで、市長は違法ではなく、不適切な行為という表現をしたと考えております。

（「そんなこと聞いていません」と呼ぶ者あり）

○委員長

市長が言っている、違法ではなく、不適切だという根拠について聞かれているのですけれども。

○秋元委員

不適切ではなくて、違法ではないという根拠を示してくださいという質問です。

○市長

何度言われても同じ答えしか言えませんけれども、許可要件に従いまして対応しているので、違法状態だと思っております。

（「違う、全然違うんですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

秋元委員、もう一回。

○秋元委員

先ほどから、中村吉宏委員のときもそうなのですから、何回もこういうやりとりしているのですよね。何でもきちんと質問に答えてもらえないのですか。

記者の方が、そもそもが違法に係留をしている状態にあり、それを知った上で市長は事業の許可を出したという構図なんですよという質問ですよ。それに対して市長は、いや、それは多分認識がずれていると思っております。不適切な状況というものはありませんけれども、私たちのほうの業務としては、許可要件に従って対応しているので、違法状態だとは考えておりませんと言っているのですよ。違法じゃないという、だから根拠を示してください

と言ったのです。無許可であったと皆さんが言っているのですから。理事者側が、無許可で係留しているUフックに係船していたと言っているのですよ。

○市長

ですから、何度も言っておりますけれども、それについては不適切な状態であったということは我々は認めております。でも、違法だというふうには思っておりません。

○秋元委員

だから、その根拠を聞いているのですよ。だから、思っているではなくて、根拠を聞いているのですよ。

(発言する者あり)

○委員長

傍聴人はお静かにお願いします。

どうですか、違法でないという根拠を。

○産業港湾部参事

違法でないということの根拠ではないのですけれども……

(「じゃあいらないですよ」と呼ぶ者あり)

我々としてはやはり不適切だったというふうに考えているところでございます。

(「そういう答弁要らないですよ。根拠を示してくださいと言っているのです」と呼ぶ者あり)

(「示せないという答弁なんですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

どなたもお答えできませんか。

(発言する者あり)

傍聴人はお静かにお願いいたします。

○市長

私も含めて、今、原部からも何も答弁がないということは、その違法に当たるものが何もないということでございます。

(「それは違うんじゃないか」と呼ぶ者あり)

(「開き直ってか」と呼ぶ者あり)

(「答弁しましたので、続けてください」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

傍聴人はお静かにお願いいたします。

秋元委員、質問は続けられませんか。

○秋元委員

いや、根拠を示してください、示せないのですか、市長。市長に聞いてください。示せないというのだったら、質問を続けます。

○委員長

今、市長は違法なものは見当たらないという。

○秋元委員

だから、その根拠を聞いているのです。だから、根拠を示せないのだったら示せないと言ってください。私、市長に聞いているのですから。

(「こういう法律について適法だから違法じゃないっていう」と呼ぶ者あり)

そんなの当たり前の話ではないですか。

(発言する者あり)

○委員長

傍聴者は静かにしてください。

(発言する者あり)

根拠がないのならないと答えたほうがいいのではないですか。

○産業港湾部参事

同じ答弁で大変申しわけございませんけれども、我々是不適切だったというふうに思っております。委員の御質問になっている違法状態ではないということの根拠を示せということについては、港湾室としては答えを持ち合わせていないというところでございます。

(「答えがないということはないでしょう」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

いいかげんなことを言ってはダメですよ。法律や条例があって、それに基づいて無許可だと言っているのですよ。これあなたたちが言っていることですよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

私が言っているのではないですよ。あなたたちが言って、無許可だと言っているのですよ。これ何に対して無許可なのですか。それに反していたら違法、違反ではないですか。だから、その根拠を示してくださいと言っているのですよ。こんなことで時間使わないでくださいよ、本当に。

○産業港湾部参事

今回の係留については、当初、第3条の第1項に基づかないで係留をして、その後、何回か指導をした中で適切な申請が出されたというふうに考えているところでございます。

(「そういうことを聞いてないですって」と呼ぶ者あり)

○委員長

ただいまの質問に対しての適切な答えが出せないのであれば、時間をとりますけれども、どうですか。

○秋元委員

委員長、市長が言っているのですから、責任持って市長に答えさせてくださいよ。市長が違法じゃないと言っているのですから、だからその根拠を示してくださいと市長に聞いているのです。その根拠も言えないのに言っているのですか。これ記者会見ですよ、これ。

○委員長

市長、時間が必要であれば時間とりますけれども。

○市長

同じ答えしか出ませんので、答弁はさせていただきます。

○委員長

だから、答弁になっていないからということで、今、再度答弁を求められているのですけれども、どうですか。

市長にもう一度申し上げますけれども、市長がお答えになっている部分については、質問に対する答えにはなっていないということで、再度お答えを求めているのです。それについて質問の趣旨とか、そういった部分について理解ができているかどうかというところで、もしその認識がずれているのであれば、時間をとって再度お答えを願うということになるかと思うのですけれども、いかがですか。

このままでは議論が進みませんので、質問の趣旨をしっかりと把握していただくために休憩をとりたいと思いますので、しっかり整理をしていただきたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 38 分

再開 午後 6 時 09 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

この際、市長からの答弁を求めます。

○市長

先ほども答弁いたしましたけれども、私は違法である明確な根拠は見当たらないと思っております。そして、その時点で違法と断定できる状況にはなかったものであると考えております。

○産業港湾部参事

当初の船の経緯でございますが、当初無断で高島に係留しておりましたけれども、その後、我々の指導によって申請書が提出されまして、許可を得たということでもありますので、違法ということではなくて、不適切だったというふうに考えてございます。

○秋元委員

余りにも時間がかかり過ぎなのですよ。そんな答弁しかできないのに、こんなに何で時間がかかるのですか。

産業港湾部に聞きますけれども、では、無許可ですけれども、無許可というのは、どの法令、条例で無許可だったのですか。

○（産業港湾）港湾室長

小樽市港湾施設管理使用条例の第 3 条の第 1 項「港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。」、これに該当する無許可ということでございます。

○秋元委員

市長、聞いていますか。市長、聞いてください。

私が違法だと言っているのは、今の話が根拠です。聞いていましたか。それが根拠で違法ではないかと言っているのです。市長は結局、根拠を示せないわけですよ、違法ではないという。そういうことなのですよ。

（「まだ質問言っていない、今の質問なんですか」と呼ぶ者あり）

聞いてくださいよ。

（「説明がつかない質問が多いですね」と呼ぶ者あり）

○（産業港湾）港湾室長

先ほど参事も話しされましたが、この第 3 条第 1 項、この「市長の許可を受けなければならない」というのを受けていないから無断だということですが、発見した際、是正してきちんと手続をして許可することが可能であれば、そういう指導、申請をするようにという是正措置を行って、この第 1 項に適合する許可を与えるということで対応するということでしたので、私どもはこれをもって違法だとは、そういう判断には立っていなかったということでございます。

○秋元委員

いや、違法違反ではないですか、だって。条例に許可を得なければならないと書いてあるのに、許可を受けていないのですよね。おかしいではないですか。私はだからそれが根拠で違反だと言っているのです。違法だと言っているのです。でもそれは、何のためにその条例があるのですか。全く条例の意味がなくなってしまうですよ、管理使用条例ですか。どういうふうにその条例のつくりというか、判断するのですかね。何の意味もないものを条例と

して、許可の要件とする条例としていますけれども、これは何の意味があるのですか。

○（産業港湾）港湾室長

いわゆる使用の許可、この条例におきましても、ほかの条例等でのこの使用の許可ということにつきましては、手続といたしまして、この条例でいきますと、港湾施設を使用するものについては、市長の許可を得るということで使用することができる規定でございますので、まず適正に手続をなさいという指導をもって、できるものにつきましては、確かに無断で先につけてしまいましたけれども、許可を受ける一つの申請行為をしてもらうということで、是正できるものという判断でございます。

○秋元委員

公に議会でそういう答弁すると今後大変ですよ。そういう手続をしていかなければならなくなりますから。

◎分区条例について

次に、市長、記者会見で分区条例に本当に見合っている状況が全て成り立っているのか、今それを確認しているところだというふうに言われていましたけれども、既にそういう作業はされているのですか。それはいつぐらいをめどにそういう作業をされているのか、港湾室ではどういう指示を受けてこの作業をしているのか、どういう作業をしているのか伺います。

○市長

このたび、議員の皆様からもこの分区条例について、さまざまな御質問等がありまして、改めて、これは建設部とやりとりをして、現在の分区条例に適合しない業務等が行われると思われる状況を、まずは外観目視で確認してもらっているところでございます。ですから、まだ私は産業港湾部には、それに対しての具体的な対応とか指示はしておりません。今後においては、幾つかやはり分区条例の中に適合していないように思われる建物等があるものですから、これから産業港湾部とこれを具体的にチェックするのかどうかということを、これから議論をして、それから具体的にどういうふうにしていくのかを決めていこうかなというふうに思っております。

○秋元委員

今、それを確認しているところでございますと言っているのですけれども、まだやっていないということですね。では、この記者会見で発言したことは事実と違うということになりました。

◎浮棧橋について

では次に、浮棧橋についてです。きょう資料要求しましたけれども、浮棧橋の構造、浮棧橋の設置方法、浮棧橋の安全性について国土交通省から省令が出ていると思います。どういう省令で、どういう基準に基づいて許可したのか伺います。

○産業港湾部参事

省令でいえば、港湾の施設の技術上の基準を定める省令というのがございまして、その中でうたわれているというふうに思っております。

（「それだけですか」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。その中の第30条で、浮棧橋の要求性能というのが記載されています。今回の場合については、この要求性能のうち、全てをチェックしたものではなくて、例えば、人命だとか財産に重大な影響を及ぼさないというようなことについては、事前に申請を受けて許可をしたものでございます。

○秋元委員

よくわからないのですけれども、この省令で要求されている性能を満たしているということでもいいのですか。条件ですね。

○産業港湾部参事

ここでも国土交通大臣が定める要件を満たしているかどうかの審査は行っていないというところでござい

す。

○秋元委員

でも、これ浮棧橋の設置の許可とかを出しているわけですよね。ましてや国土交通省から浮棧橋の要求性能、安全また設置方法とか、いろいろと定められていますけれども、それを確認していないということですか。

○産業港湾部参事

今回の浮棧橋の設置許可につきましては、水面占用という形で許可をさせていただきますので、水面占用に関しては、施設管理条例上の届け出についてはそういうものが要求されてございませんので、今回はそういうものの提出は要求していないということでございます。

○秋元委員

いやいや、国土交通省から安全に関する、「船舶の安全かつ円滑な係留、人の安全かつ円滑な乗降及び貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要求を満たしていること。」となっていますよ。これ、調べていないのですか、こういう書類なり資料というのは提出はされていないということなのですね。

○産業港湾部参事

先ほどお答えしたとおり、今回については港湾施設管理使用条例に基づいて水面占用で許可をさせていただきますので、その規則等に提出書類などがうたわれていないものですから、今回は求めてございません。

○秋元委員

小樽市として許可してしまっ、事故があったらこれ誰が責任を持つのですか。国土交通省で求めているのですよ、こういうものが必要だと。

この資料を、この浮棧橋の設置図、どういうふうになっているのか説明してください。

○（産業港湾）管理課長

浮棧橋の設置については、浮棧橋からリングチェーンと呼ばれるものをぶら下げまして、水中に残っております旧古崎造船が使用していた船揚げ用のレールに接続して浮棧橋を固定するというものであります。

○秋元委員

それはわかるのですけれども、それは安全が担保されたものなのですか。

○産業港湾部参事

今回の設置方法について説明いたしましたけれども、先ほどお話をしたとおり、あくまで許可は水面占用で許可させていただきますので、工作物等については施行規則で申請書類等が規定されてございますけれども、水面の占用については規定はございませんので、今回それは提出を求めているということでございます。

○秋元委員

そんなことでもいいのですか、これ。誰が使うのですか、これ。観光客がここの上歩くのですよ。安全かどうかもわからないのに設置許可を出してしまうのですか、これ。そんなこと国土交通省の省令で言っていないですよ。安全が担保されることというふうになっているのではないですか。そういう許可をしてしまっているのですか、どうなのですか。

○産業港湾部参事

今回というか、一般的にこういう申請等のものに関しては、申請者が提出した書類に基づいて、許可権者、我々がチェックするといいますか、安全かどうかを判断するというで許可をさせていただきますけれども、今回の浮棧橋に関しては、実際に工事がされないということもございまして、そういうものの事前に申請者からの提出もなかったものですから、我々としては安全チェックといいましょうか、ここでの国土交通大臣が定める要件を満たしているかどうかを判断はできなかったということでございます。

○秋元委員

いや、そんなものの設置の許可を出してしまっただけで、観光客の人がそれを使うのですよ。全く関係ないのですか、市としては。あとはもう民間の事業者任せで、市としては許可だけ出せば、あとは安全かどうかなんて関係ないということなのですか。

○産業港湾部参事

安全性の確保というのは、これ大前提でございますので、そういうことに関しては、もちろん市としても許可を出している以上、確認をすることは必要ですけれども、それ以前に、そういう事業をする事業者のほうでそういうものはチェックすると、安全確認をするというのがもっともな話だと、最初の出発点だというふうに思っております。

○秋元委員

安全確認が必要なのだったら、どうしてしていないのですか。その理由は何にあるのですか。条例にうたわれていないから、安全確認をしなくてよかったということなのですか。

○産業港湾部参事

今回の案件といいますか、水域占用ということで申請されていますので、それに基づいて必要な書類の添付を求めているなかったので、我々としては確認してございません。

○秋元委員

後で分区条例にかかわってきますけれども、分区条例で浮棧橋は規制の対象になっているのですよ。規制される対象になっていますよね。

○産業港湾部参事

あくまで分区条例は、陸域の建物、構造物の届け出でございますし、浮棧橋はあくまで水面占用で分区条例には該当しないというふうに思っております。

○秋元委員

分区条例第 3 条の別表第 3 に対象になっているのではないですか。規制の対象になっているのですよ。調べてください。今、見てください。

○産業港湾部参事

分区条例にはそういう形で書いてございますけれども、我々としては前回もお話をしたとおり、あくまで水面占用をしているということで分区条例には該当しないという考えでございます。

○秋元委員

浮棧橋は対象になっているのではないですか、これ。港湾法第 2 条第 5 項第 3 号、係留施設に浮棧橋とあるのではないですか、これは規制の対象になっていますよ。

○（産業港湾）港湾室長

分区条例の別表第 3 の漁港区の欄の第 2 号に「漁船のための係留施設」ということで、ここでは漁港区で設置できる係留施設ということで記載されております。この係留施設につきましては、港湾法第 2 条第 5 項第 3 号、係留施設の欄に「岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場」となっておりますので、条例でいう係留施設の中には浮棧橋も該当いたします。ただし、今、参事が言いましたのは、分区条例では該当いたしますけれども、分区条例というのはあくまでも陸域となる係留施設のことをいっているのであって、水面の占用となる係留施設は分区条例の対象にならずに、分区条例の適用施設にはならないと解釈しているということを行った状況でございます。

○秋元委員

いや、別表第 3 の第 1 号で規制対象になっているのではないですか。わざわざ漁港区の最初にうたわれているので

すよ、これ。なぜそういう解釈になるのですか。

○（産業港湾）港湾室長

そういう解釈と言われても困るのですけれども、やはりもともと分区条例は臨港地区、いわゆる陸域に係る構築物の設置にかかわる規制ということでございまして、あくまでも水域に設置するものは、いわゆる陸域にならないということで、これを分析いたしますと、浮棧橋ですとか、第 3 号に書かれている係留施設の中でも、例えば係船浮標だとか、いわゆる水面に浮かべて、それに船をとめさせるものなのですが、これはあくまでも陸域にならないということで、分区条例では確かに規定としては、漁港区のところは係留施設ということで書かれておりますけれども、その中でも分区として陸域になる施設ではないものは除外されるということを、私どもはそういう解釈を持ってございますので、浮棧橋につきましては陸域にならないものということで、条例では範疇には入っておりますけれども、実際には規制の対象にはならない、そのように解釈しております。

○秋元委員

では、この浮棧橋というのは、固定式乗客乗降機でしたか、それと固定式と要するに移動式と二つに分かれていますけれども、今回問題になっている浮棧橋はどちらに当たりますか。

○（産業港湾）港湾室長

今の御質問が、私、理解できないのですけれども、あくまでも港湾法の第 2 条第 5 項に書かれている係船施設中の浮棧橋というものに、移動式も可動式も特に規定はないのですが、あるとすれば第 7 号の旅客施設ですか。あと第 12 号に移動式施設として「移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設」とこの定義の中ではうたっている部分がありますが、浮棧橋のところの施設の種類として、今言ったような移動式とかというものは、この定義の中には入ってございません。

○秋元委員

これは移動式旅客乗降用施設なのではないのですか、浮棧橋、そういう目的で使うのですよね。でも、その移動式施設というのは、漁港区では規制の対象になりますよ、これはどういう解釈ですか。

○（産業港湾）港湾室長

あくまでも浮棧橋は係留施設という範疇でございまして、旅客施設ではございません。

○秋元委員

そもそも、先ほどの中村吉宏委員も質問していましたが、これは漁船のためだけではなくて、結局観光遊覧船のための浮棧橋ということになりますよね。

○（産業港湾）港湾室長

そのとおりでございますが、分区条例におきましては浮棧橋は適用除外になっております。

○秋元委員

では次に進みますけれども、浮棧橋の占用許可と設置作業に伴う許可を出していますけれども、浮棧橋設置にかかわって工事をする場合は、要するに陸域もかかわってくるわけですから、小樽港港湾区域内の工事に関する条例に基づく許可も必要と思いますけれども、この許可は必要ないのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

小樽港港湾区域内の工事に関する条例に基づく工事許可についてですけれども、従来から国有港湾施設等の工事に伴うものについては、工事許可の申請を出していただいているのですけれども、こういうそれ以外の部分での、例えば浮棧橋の設置ですとか、台船、ポンツーンというものの設置については、これに基づく条例の許可を出してもらっていることは過去にありません。

○秋元委員

これは必要ないということなのですか。

○（産業港湾）管理課長

これにかわるものとして港湾施設の使用許可、占用ですとか行事等許可の申請で対応してきているのが現状です。

○秋元委員

では、ほとんどこの条例は今使われていないということなのですか。最終的な最近改正では平成12年ですけども、この中では港湾工事以外の工事も港湾区域内で工事を行う場合には、許可が必要なのですけども、この許可というのは最近はずっと使われてないと、許可はしていないということなのですか、条例に基づく。

○（産業港湾）管理課長

北海道開発局、小樽開発建設部等が発注しております直轄工事については、こういう申請を出していただいています。

○秋元委員

では、この条例の中にある、軽易な工作物工事についても、本当は申請するということでもありますけれども、これは市の港湾区域内で国直轄事業以外のものとかそういう部分では、必要ないということなのですね。

○（産業港湾）管理課長

これまでの申請を見ますと、そういう大規模な工事しか出していただいていないので、簡易なものについては必要ないものと考えています。

○秋元委員

では、今回、浮桟橋もそうですけれども、観光船について護岸に係留施設がないにもかかわらず占用許可を出していますけれども、そもそも市は係留の条件が整っていないところに占用許可を出すという、少し不可解な許可のあり方をしているのですけれども、どういうふうにこの浮桟橋を設置させるつもりだったのか、また護岸に係留させるつもりだったのか、それぞれお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）港湾室長

許可をする前提となる解釈といいますか、どういうことをもって水面の占用、さらには護岸の係留を考えたかという根拠について説明したいと思います。まず、これまでもお話ししておりますように、これらは水域を利用することによっていきますと、港湾法第37条第2項において、著しく支障を与えるですとか、著しく阻害する、こういったものにつきましては、許可をしてはならずという規定に基づきまして、著しく支障または阻害するという判断がなければ、逆に許可をするということを前提に判断してございます。

まず、水面の占用につきましては、浮桟橋の延長が16メートルということと、沖合18メートルに設置されるということで、船舶の航行には支障が出ないだろうということで許可する理由といたしました。

それから護岸の使用につきましては、もともと護岸は係留施設ではございませんが、護岸に係船柱ですとか係船環などの、いわゆる補助設備をつければ、岸壁等、いわゆる係留施設と変わらない構造であるということで、まず、その対象となる船舶が護岸の水深と延長、これに適合するかどうか、これを判断材料といたしまして、適合するという判断の中で護岸を使用することを可とし、それに対するいわゆる登録の申請を受け付けたという状況にあります。

○秋元委員

そういうことを聞いているのではなくて、そもそもその浮桟橋、観光船ですか、係船施設がないのです。そもそも、今は。それに許可を出してしまって、事業者の方も困っているのはそこなのです。許可を出しているからいいだろうと思っているのですけれども、係留施設がないのです。でも、市が許可を出してしまったら係留できるわけです。できるのだけれども係留施設がない。これは要するに、どうとめてもいいということを黙認することなのですか。

○（産業港湾）港湾室長

いわゆる浮棧橋は事業者が自前で設置するということで、係留施設としての確保は可能となります。そのための水面占用という形で許可しております。

また、護岸につきましては、おっしゃるように係船柱や係船環がないので、この時点では係留できませんが、これにつきましては、護岸の登録をするに当たりまして、係船環などをつけなさいという許可条件を付したという状況でございます。

○秋元委員

では、まず1点、浮棧橋はこれは浮いていますけれども、どうやって渡っていくのですか、陸域から浮棧橋に渡っていくのか。先ほどの説明では、要するに使うときに、ここに板なり何かを渡して渡るといような話を聞きましたけれども、もう一つはそもそもなぜ事業者が係船環を今でもつけていないのか、事業者の方が言うことと市が言っていることは違うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○産業港湾部参事

浮棧橋を渡る方法につきましては、その都度、仮設用の連絡の板というのでしょうか、連絡用の物を浮棧橋にかけて渡るとい経過があったというふうに聞いてございます。

また、係船環につきましては、先日、事業者から許可申請が出されてございますけれども、それについては不備があるということで、今、一時保留にしているという状況にございます。

○秋元委員

では、まず浮棧橋は常時固定されていないわけですから、海中とこのレールにつながれているだけですから、これは波で移動するということなのですよ。固定されていないのですよね。そういうことでいいですか。

○産業港湾部参事

浮棧橋はきょう資料で出しておりますけれども、リングチェーンにてレールに固定するという形で、固定をすることにはなっております。ですから、波によって移動するということは想定されていません。

○秋元委員

私も少し調べて、浮棧橋の設置方法なども調べましたが、常時下からアンカーなりをつけて鎖で引っ張るといことはありますけれども、これでは要するにレール幅でしかチェーンを真下に引けないということですよ。これでは横に揺れないのですか、だけど、どう考えても。

○産業港湾部参事

このリングチェーンで固定いたしますけれども、リングチェーンの長さが、変な話、真つすぐではなくて、余裕をもってリングチェーンの長さを変えるという形で想定をしているというふうに思っております。

○秋元委員

これ16メートルもあるのですよ。16メートルも斜路から海に出ているわけですよ。これ漁、漁業者の妨げにならないのですか。著しい妨げにならないのですか、これ。どうですか。

○（産業港湾）港湾室長

先ほど説明いたしましたけれども、その16メートルの延長で沖合18メートルに設置するというところでございまして、この先端部分というのが高島の、いわゆる岸壁本体の延長線より陸側に設置されるということで、これにつきましては船舶の航行上の支障にはならないというふうに判断しております。

○秋元委員

でも、今、護岸に係留している船が、今はないのですけれども、係留されていた船が、船と斜路の間にロープを張っていました。あれも要するに邪魔になると言っているのに、こんな沖合18メートルですか、までこんな浮棧橋が出ていったら、これは全然妨げになるではないですか、どうですか。

○（産業港湾）港湾室長

失礼いたしました。先ほど沖合18メートルと言いましたが、8メートルから設置するということで、8メートルプラス16メートルで、沖合最延長のところで24メートルですか。

（「24メートルもあるのですか」と呼ぶ者あり）

になります。この延長上というのが、先ほど岸壁の延長上よりも陸側に先端が来るということで、船舶の航行には支障がないという説明をいたしました。

今、前に護岸にとまっていた船が、船の護岸の沖側にアンカーを張っていて、そのロープが邪魔だという漁業者の意見も聞いてございます。ただ、これもまた岸壁の延長線よりも沖側、防波堤側にどどっとさらに張り出してという状態ではなく、あくまでも横のほう、せいぜい斜め沖のほうに出ていて、いわゆる岸壁より、あくまでもこれは船舶の航行上支障がないという観点で私どもは判断したわけなのですけれども、そういう意味では岸壁の延長線よりも陸側にある水域に張っているものであるということで、それについても判断上は支障がないというふうに判断しております。

○秋元委員

一つ言いたいのは、それでは漁業者の理解なんて得られませんよ、絶対に、間違いなく。あそこで漁師の方々が反対していたのは、まさしくそういうことですよ。あその水域で水面で、要するに船がとまっていることもそうだけれども、あの下にウニやナマコやアワビがあると言っているのですから、そんな浮栈橋なんてつくられたら、絶対理解なんて得られません。

◎建築申請追加説明書について

次に進みます。きょう資料を出していただきましたけれども、まず先に指摘させていただきたいのは、ここは経済常任委員会ですけれども、建築指導課の7月4日と15日に出されている建築申請追加説明書の記載が抜け落ちているのですけれども、この点、産業港湾部としては気づかないでこういう資料を出したのですか。7月4日と15日に建築申請追加説明書というのが出ているのですよね、建築指導課に。

○産業港湾部参事

ここの部分の記載は、建設部が理事会に説明した資料をそのままつけてございますので、我々の判断が加わった部分はないということでございます。

○秋元委員

その部分が抜けていますので、指摘しておきます。

それで、産業港湾部の港湾室として5月16日に初めて無許可で係留、車どめにUフックを取りつけていることを確認して指導したと。構造物を、要するに河川敷の使用を確認したのが5月19日なののですけれども、16日に、船が護岸に係留しているのを確認したときに、この河川敷にコンクリート擁壁が建っていたというのは確認できませんでしたか。

○産業港湾部参事

擁壁が建っていたということは確認できたと思いますけれど、その場所まで、それが河川敷に及んでいたかどうかという判断はできなかったということでございます。

○秋元委員

それで、7月8日、建築指導課のそういうやりとりも関係しているのですけれども、建築指導課が河川敷に越境していないか確認するよう指示をしたところ、事業者が敷地から河川敷を除く修正をしたと。これは要するに現地の確認をしていたのかどうなのか。港湾室と建築指導課で現地の確認はしていましたか。7月8日のときですね。

○産業港湾部参事

このことについては、我々には情報と言いましょうか、ないものですから、我々は現地の確認はしていないとい

うことでございます。

○秋元委員

現地では、越境して構築物が建っている状況は変わっていなかったのです。それなのに図面上では、要するに、いわゆる河川敷の部分で修正して提出されたということで、今、参事からそういう報告はなかったということだったのですけれども、7月22日、港湾室と建築指導課の再合議で、報告なりこういう説明というのは、要するに一つの事業者が行う事業の中で、陸域で行われる事業ですね、分区条例にかかわってくる部分ですけれども、そういう報告というのは一切なかったのですか。

○産業港湾部参事

22日のその建築確認申請書確認済書の交付の前には、うちのほうに修正があったという連絡は、日付等ははっきりしませんけれど、あったと記憶しております。

○秋元委員

それで、結局事業者が事業を行っている陸域の部分ですから、分区条例にかかわる部分ですから、その辺の詳しい内容のやりとりはしなかったのですか。

○産業港湾部参事

擁壁は分区条例に該当しない構築物ですので、我々としては確認していないということです。

○秋元委員

そういうところが、私はひとつ判断のミスにつながっていくのではないかと。後々になって用地管理課から、要するに市が管理している河川敷に無断で擁壁を建てていたわけですよ、それがわかったと。そういうことで8月25日、建築指導課へ事業者が河川敷を含めた敷地として申請、建物の配置を変更したのです。これは要するに図面上で1回削除したものを、もう一度河川敷を含めた申請をしているわけです。要するに図面上で1回修正したり、また河川敷を含めた土地の申請をしているのですけれども、その時点で許可とか、そういう話の確認とかというのはしていませんか。

○産業港湾部参事

最終的に確認済書を交付したということは確認してございますけれども、途中については、我々としては確認していないということでございます。

○秋元委員

そういうところが不思議なのです。問題として影響しているような話も聞いたという中で、私も用地管理課長から話を聞きましたけれども、やはり船の係留の仕方と同じように、既に市の所有している土地を勝手に使っているのにもかかわらず、全て後追いで、仕方がないから許可を出しますということで許可してしまっているのですよね。全く問題で、なぜそういう横の連携がしっかりとれないのかなと思うのですけれども、まず一つ、こういうことはよくあることなのですか。例えば産業港湾部、建築指導課、用地管理課のみならず、そういう横のつながりで許認可にかかわることがあった場合に、こういう横の連携がとれていないということは、これは当たり前の話なのか。

○産業港湾部参事

今回のように、分区条例も出されて、さらに河川占用許可が出されているような案件というのは、そんなに多くはない。少なくとも私が知っている限りでは初めての案件ですので、その連携がとれているかとれていないかということについては、今回は十分ではなかったのかなというふうに思っております。

○秋元委員

それで8月25日、申請ですね、要するに河川敷も勝手に自分たちで図面上含めたのですね、それで申請し直したと。その状況が万が一誤った事実、事実と違う、要するに市の河川敷を自分の土地としたのかどうかかわらないの

ですけれども、結局そこも含めて建物の配置図を申請し直したのです。そのことによって、その図面、書類を見て、小樽市が行った許認可の判断を誤ったとしたら、これはどういう問題が発生しますか。

○産業港湾部参事

確認申請上のことですので、我々が今どんな問題があるのかということについてはお話できません。

◎小樽市第 6 次総合計画に関連して

では次に、そもそもの小樽市総合計画の話に移させていただきます。小樽市総合計画なのですけれども、第 6 次総合計画での水産業の現状と課題、これはどのように整理されていますか。

○（産業港湾）水産課長

小樽市の第 6 次総合計画において、この策定の時期というのが大体平成 18 年、19 年ころかと思うのですが、そのころ漁獲量が減少傾向にあるということで、水産物の安定供給を確保するという観点から、資源管理型漁業を推進していくという形の構成と、漁業就労者が年々減っているという状況があったものですから、それと高齢化が進んでいるということで、新しい担い手といいますか、後継者育成という観点と、あと漁港等が古くなっているとか、荷揚げにもう施設が手狭になっていて支障があるということで、漁港施設の整備というのと、あとは水産物、水産加工品の高付加価値化ということで、水産物の消費拡大と販路拡大というような事業を組んでおりました。

○秋元委員

総合計画では資源管理型漁業と、また大まかに言うと後継者の育成がうたわれていると、そういうことで、それでは総合計画での水産業の施策内容、三つあるかと思いますが、最初の二つだけ説明してもらえますか。

○（産業港湾）水産課長

最初に、先ほど言いました資源管理型漁業の推進、それと第 2 には漁港基盤等の整備という形になっております。

○秋元委員

小樽市の港湾計画と小樽港将来ビジョンの関連性について説明してください。

○（産業港湾）事業課長

総合計画と将来ビジョン、そして港湾計画の関連性についてですけれども、基本的にはこういった水産業の現状と課題、そして施策の体系、こういったことを踏まえまして、将来ビジョンというのを策定しております。将来ビジョンといいますのは、これから大体 20 年後ぐらいの小樽港のあるべき姿というものを想定した中で、この将来ビジョンを策定しております。

こういった中で、これを踏まえまして、また新たに短期計画といたしまして港湾計画を策定しているところでございますけれども、あくまでも、今言う小樽市の総合計画、そして将来ビジョン、こういったものを踏まえながら港湾計画を策定していくと、こういった内容となっております。

○秋元委員

小樽港将来ビジョンの実現に向けてのゾーニングで、水産ゾーンのコネプトとエリアについて説明してください。

○（産業港湾）事業課長

小樽港将来ビジョンにおけるゾーニングにつきましては、各地区にさまざまなゾーニングをいたしております。特に高島地区におきましては、水産ゾーンというようなゾーニングをしておりまして、このコネプトといたしましては、水産業の振興に貢献するといった水産基地空間と位置づけされているところでございます。

○秋元委員

当然なのですけれども、総合計画また小樽港将来ビジョンは整合性があると確認させてもらっていいですか。

○（産業港湾）事業課長

今おっしゃるとおり、あくまでもこの総合計画、将来ビジョン、そして港湾計画については整合性をとっている

ということでございます。

○秋元委員

次に、来年度施行される港湾計画と総合計画、将来ビジョンの整合性はあるのかどうか、その辺も確認させてください。

○（産業港湾）事業課長

現在策定しております港湾計画の改訂ですけれども、これにつきましても、今、既定のある総合計画、そして将来ビジョンを踏襲いたしまして、そして現在、港湾計画で位置づけられているこのゾーニング、こういったものも踏襲した中で計画を進めていきたいと現段階では考えております。

○秋元委員

港湾計画と市がしている港湾地域の分区との関係、これについて説明してください。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画で位置づけるゾーニングですけれども、これもやはり分区との整合も図りながら、ゾーニングといったものを位置づけていかなければならないというふうに考えております。

○秋元委員

私は今聞いたように、総合計画、小樽港将来ビジョン、港湾計画の考え方に照らしても、高島の漁港区内で観光船事業を行うということとは非常に無理があるのではないかと。総合計画、港湾計画、小樽港将来ビジョンに、こういう考え方に、全く反したことをやっているわけなのですけれども、この辺の認識というのはどうでしょうか。今の説明していただいた高島漁港区における資源管理型漁業、これをやっていくと言っていますよね。また、若い人たちを育てていく。要するに今回の問題でウニやアワビ、ナマコの稚貝をまいて資源を管理しているわけですよ、あの人たちは。それを結局、観光船事業をやることによって阻害されている。また特に、先日視察したときには、若い漁師の方々が非常に迷惑をこうむっているというようなお話がありましたけれども、これは全く小樽市が掲げている将来の目標なり、ビジョンなりに反していると思いますけれども、いかがですか。

○産業港湾部参事

港湾計画も現在、策定をしている最中でございますので、どんな形で位置づけられるかは、また今後の議論になるかと思いますが、少なくとも現港湾計画上、観光船事業というのは望ましいことではないというふうに思っております。一方では、高島に限らず民間の観光船事業というのは、小樽港の観光といいますか、にぎわいですとか、経済の活性化にも十分に寄与する事業ではあるというふうに思っております。ただ、なかなか現法律体系の中では、観光事業に必要な法的な問題がなければ、一概に排除はできないという形で考えているところでございます。

○秋元委員

そもその考え方に反しているのではないですかということなのです。このままいけば総合計画も小樽港将来ビジョンも、来年度施行する港湾計画の中身も変えていかなければならないですよ。場合によっては、漁港区も観光業をできるようにするというのであれば、これは要するに大きく計画を変えなければならないのですよ。それを場当たり的に許可するから、こういうことになるのですけれども、全く小樽市の目標としているビジョンに反しているわけです。それはやはりあそこで観光業は好ましくないと言われるとおり、あそこではやはりできないのですよ。資源管理型漁業なんてあそこでできますか、ああいう今の状況で。ましてや、浮桟橋が24メートルも斜路から出て海の中にある、また船もとまっていて、その下に自分たちがまいて採取しようとしていたウニやナマコ、アワビがあるのです。それをとれなくて困っているというのですよ。それは全くこのビジョンに反していますよ、誰が聞いても。だから、私は確認させていただいたのです。

だからもし、変えるのであれば議論しなければならないのではないですか。これを議論して変えていくような考

え方というのはあるのですか。

○産業港湾部参事

議論して変えていくかどうかということは、今、今後の長期構想の策定をしてございますので、その中でまた議論されるかもしれませんが、ただ、先ほどもお話ししたとおり、現港湾計画上では決して望ましいことではないというふうに思っております。

それと、その浮棧橋の話でございますが、先ほど室長からもお答えいたしましたけれども、8メートルの沖合で設置してございます。これについては、事業者から、やはり漁業者の漁業に影響を与えることが大きいという判断の中で取りやめたということで聞いてございます。

○秋元委員

望ましくないということをわかっていて、なぜそういうことをするのですか。だから、誰も全く理解できないのです。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

議会答弁で、理事者の方があの地域で観光船事業はやるのは望ましくないと言うのは、おかしいではないですか。なぜ許可したのですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

なぜ漁師の人たちが理解していないのに、先に許可をしてしまったのですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長、今の議論を聞いていて、総合計画、小樽港将来ビジョン、港湾計画に照らして、理事者は望ましくないと言いました。市長はどう考えますか。

ほかの方が来ても同じように対応すると言っていましたけれども、ほかの方々の申請書類がしっかり整っていれば、またあそこで観光船事業もできるのですか。今回の事業者の方が、厩町岸壁で土地を買って、あそこでも観光船事業をやっているというふうに私の部屋に来て言っていましたけれども、ではそこも許可しなくてはならなくなりますよ。でもあそこは工業港区なのです。でも、皆さんの理屈から言うと、また許可しなければならなくなりますよ。だから、小樽市のそもそもの総合計画、港湾計画、将来ビジョンで出している考え方がもう全く成り立たないのです。あなたたちが幾ら理屈を述べても、全く成り立たないのですよ。市長、どう思いますか。どのように市長は考えているのか、伺います。

（「私の思いじゃないの」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

私が先ほどお答えしたのは、現港湾計画上では望ましいことではないということでありまして、今後の観光船事業については、先ほどからもお話ししてございますけれど、やはり漁業者の方のお話を聞くとか、そういう対応が求められるというふうに思っておりますし、我々、今回の高島地区に関しても、今、漁業者、組合の方とお話し合いを進めている最中でございますので、そういう意味では理解を得るべく、まさに協議をしている最中でございます。

○秋元委員

今回わかったのは、結局、安全の管理もしっかりできていないということなのです、市長。浮棧橋の、今は設置していないということですが、結局安全の担保もされないままに許可してしまって、よかったですよ、今、設置されていなくて。もし設置されていて事故なんてあったら、それこそ小樽市の観光には大ダメージですよ。そのことをわからずに許可してしまっている、これは大問題です。

また産業港湾部の港湾室、建築指導課、用地管理課、また保健所はまだ営業許可も出していないではないですか。こんな中で事業者が営業するということを認めていることが、私は不思議でならないですし、きょうは経済常任委

員会ということで、建設部の方が出席されていませんけれども、本来、その辺ももっと議論しなければならないのですよ。構築物の許可も、要するに結果ありきで先に何でもやられてしまっ、後追いで許可をしてしまっている。こんなことが小樽市内でもっとまかり通ったら、大変なことになりますよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市長、こういう状況を見て、それでも不適切ではあったけれども違法ではない、ほかの方々が同じ条件で申請したら、また許可すると、そういう考えなのですか、今でも。

○市長

今のそれだけ語られて、最後に聞いたところだけ答えろという乱暴なことは言わないですよ。私、先ほどの質問のときも、参事が答えられましたが、そのことも含めて答弁させていただきたいと思いますけれども、よろしいですよ。

（「質問に対する答えしかできないんですよ」と呼ぶ者あり）

まず、先ほど見解をとということでお話がありまして、それについて、私、答弁させてもらっておりませんので、少しお話ししたいと思います。まず、第6次小樽市総合計画においては、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）」という枠組みの中にこの水産業が入っているところでございます。この中で先ほど2点、資源管理型漁業の推進、また漁業基盤等の整備の点だけはお話がありましたけれども、もちろん水産物の消費と販路拡大という枠組みもでございます。ですから、このような考え方やビジョンに向けて取り組まれているというふうに思っておりますが、私自身は現行においても、それでも観光という視点は絡むと思いますが、やはり第6次小樽市総合計画ができたころと、8年たっていて、現状はやはりかなり大きな変化が起きているところでございます。やはり観光自体が水産業と直結するという概念はその当時はなかったでしょうし、また、観光船事業そのもの、小樽観光振興公社としては取り組んでおりますが、民間のそういう観光船事業が大きく出てくるというのは、多分その当時はなかなか想定できていなかったのかなというふうに思っております。

先ほどお話しさせていただいたように、やはり「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」の中で水産業を生かしていくということを考えますと、現行における現代においては、観光船事業も含めて、観光にこれだけ小樽に多くの方々が来られている、そのような高まりと、今なかなか1次産業としてうまくいっていない水産業がリンクしていくということは、私たちとしては非常に考えなければいけないことではないかなと思っているところでございます。

○委員長

端的にお答えください。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

酒井隆行委員。

○酒井（隆行）委員

今、秋元委員の質問に対しての答弁をお願いしたいと思いますので、その前の質問に対してはもう終わっていますので、今の秋元委員の質問の答弁をお願いしたいと思います。委員長の御判断をお願いします。

○委員長

私も、今、端的にというお願いをしましたけれども、ぜひ簡潔に質問に答えていただきたいと思います。

○市長

ですから、今のお話も含めて、たくさんのお話をされましたから、それに合わせて私も答弁させていただいておりますけれども、ですから、水産業をこれから今お話しされた総合計画の中で高めていく中で、現状に鑑みますと、やはり観光船事業に限らず、観光という枠組みの中で水産業がお互い伸びていく、そういうことを要点として考え

ていく必要性はあるというふうに私自身は思っているところでございます。

そのような中で、今回、高島のことでこのような御指摘を受けておりますけれども、ナマコの種苗等、ことし、皆様に許可をいただいて予算化いただいたところでございますけれども、そのような点でも資源管理型の漁業の推進等は進んでいるところでございます。そのような取り組みと、今回取り組まれていることが、お互いがぶつかり合うような状況ではなく、やはり円滑に進めていくことが大切だということで、原部も含めて協定書を結び、お互いが高め合う状況をつくれないうことで、何度も事業者を初め漁業組合等に対しても、担当としてはお話をしているところでございます。また、それに伴って、現行において、どなたが申請されたかではなく、私は秋元委員からお話があった、新たな許可が出たら通すのかというお話においては、現状の法に基づいて、どなたが申請されるかではなく、法に基づいていけば、その許可の要件が整っていたら、それは出さざるを得ない状態ですから、皆様が御心配のように、その漁業者の皆様との今後における観光船事業も含めて、円滑に進めていくために、その件において協定書をしっかり結んでいく、または、さらには条例上において漁港区における今後のあり方、その条件の中にそういうものを入れていくのか、それがこれから重要だというふうに思っております。

ですから、もし現状において、その許可においての提出があった場合には、もちろん漁業者の皆様ともお話をしていかなければならないというふうに思っておりますが、許可要件が整ってしまえば、それは市としては、中村吉宏委員からもあったように、標準における審査の期間とかが決まっているので、ひとつそれがめどになっているので、やはり出さざるを得ないという状況なので、やはりその中で今後においてまた心配が重なったりとか、ふえたりとか、そのような状況はやはり改善していかなければなりませんので、できる限り、そのようなお話があったときには、漁業組合を含め地元の漁業者と市から早い時期から情報提供をして、結果的に水産業の方々においての高まりも含めて、観光船事業が彼らにとってプラスになる、そういうことができないか手探りながら進めていくことが、これからは大事だというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

全く私が聞いていることと違うことをずっと長々と話をしていたのですけれども、ただ市長、必要があるから分区の条例をつくっているわけですよ。これは別につくらなくてもいいのですよ。港湾法では必ずつくらなければならないというふうになっていないのですよ。必要があるから分区条例をつくっているのです。だから漁港区というのをつくっているのです。工業港区というのをつくっているのです。でも、工業港区に全く違う事業がそこに来て申請をしたら、書類がそろっていれば許可せざるを得ない、そんなばかな話はないのですよ。何のために分区でそういう規制をかけているのですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

何のための分区なのですか。市長、わかっていますか、この小樽港将来ビジョンというのは、これ懇談会で約2年半かけてつくったのですよ。その中でゾーニングということで、高島漁港区を水産ゾーンとして位置づけているのです。2年半ですよ。市長が議員だったときからもう始まっているのです。その考え方を全くないがしろにしてしまうという話なのです。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「何もしてない、それは合わないですね」と呼ぶ者あり）

いや、そうではないですか。申請があれば許可せざるを得ないなんて、そんなばかな話ないですよ。

（「だから、ないがしろにならないように話し合いをしているところです」と呼ぶ者あり）

話し合いといったって、漁業者と観光船事業者が同じ区域で、漁港区で仕事なんてできないのです。だから、こういう問題が起きているのでしょう。よく勉強したほうがいいと思います。小樽市のこれまでの考え方、森井市長になって変えたいというのはわかりますけれども、変え方がめちゃくちゃ、誰も理解できないのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

もう少し勉強して、しっかり議会で答弁できるようにしてください。記者会見で記者の方に質問されてもしっかり答えられるようにしてください。全く最近の市長の記者会見の様子は、高圧的で何か記者の方も質問できないような状況にしているのではないですか。

（「何ですか、それは」と呼ぶ者あり）

しっかり勉強して答えられるようにしてください。私の質問は終わります。

（「同感です」と呼ぶ者あり）

○委員長

公明党の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7 時22分

再開 午後 7 時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

◎観光船事業について

まず、そもそものところから質問したいと思うのですが、観光船事業者がこの観光船事業をどのように行おうとしていたのか、その辺を具体的に説明していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

観光船事業者は、高島漁港を発着場所としまして、護岸に係留していました51フィートの船舶につきましては、港内遊覧と、張碓の恵比須島のクルーズ、オタモイ・赤岩方面の窓岩クルーズ、積丹方面のクルーズを事業として計画しておりました。そのほかに、小型船4隻を用船する用船事業と、あとは飲食・物販事業を行うという話を聞いております。

○小貫委員

高島を発着というところから始まりましたが、なぜ高島を選んだのでしょうか、その辺の何か理由は。

○（産業港湾）管理課長

私どもが聞いているのは、旧古崎造船所跡地の土地が購入できたことというふうに理解しております。

○小貫委員

ということは、やはり古崎造船所の跡地が、要は観光船事業のための用地だと認識してよろしいのですよね。

○（産業港湾）管理課長

その土地を利用してということだと思います。

○小貫委員

それで、観光船事業を行う条件なのですが、海上運送法第20条第2項の事業を行う条件について、資格なども含めて説明してください。

○（産業港湾）管理課長

海上運送法第10条の3というところがあるのですが、これは安全管理規程というところになりますけれども、この第10条の3では、「一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省の定めるところにより、国土

交通大臣に届け出なければならない」と第 1 項に書かれているのですけれども、次に第 2 項第 5 号、運航管理者という部分がございます、そこを読ませていただきます。「運航管理者（一般旅客定期航路事業者が第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下、同じ。）の選任に関する事項」ということで、運航管理者を置かなければいけないということになっているのですけれども、第 10 条の 3 というのは、一般旅客定期航路事業者に対する要件なのですけれども、同じ海上運送法第 20 条の 2 に準用規定というのがございまして、第 20 条の 2 第 1 項では、「第十条の二の規定は、不定期航路事業について準用する。」となっております。

次に、安全運航……

（「10 条の 3 を引用していたのですけれども」と呼ぶ者あり）

失礼しました。同じく第 20 条の 2 の第 2 項ですね、ここに「第十条の三、第十三条、第十九条第二項、第十九条の二から第十九条の二の三まで及び第十九条の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人を運送する不定期航路事業を除く。）について準用する。」となっております。

運航管理者についてですけれども、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 23 条の 2 第 2 項に「操縦免許は、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験（以下「操縦試験」という。）に合格した者（次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許（国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許に限る。以下「特定操縦免許」という。）にあつては、操縦試験に合格し、かつ、第四条第二項の講習の課程のうち小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要なものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項において「小型旅客安全講習課程」という。）を修了した者又はその受けようとする特定操縦免許と同一の資格の操縦免許を既に有し、かつ、小型安全講習課程を修了した者）について行う。」となっております。

運航管理者の要件なのですけれども、海上運送法施行規則第七条の二の三第一項ハ号では、「総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。」ということになっておりますので、先ほど説明しました、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づきます資格を持った者が必要になってきます。

○小貫委員

今、海上運送法第 10 条の 2 と 3 が準用になると言っていましたが、第 10 条の 3 第 2 項第 4 号に安全統括管理者というのものもあるけれども、これはいなくてもよろしいのですか。

○（産業港湾）管理課長

統括管理者は、先ほど運航管理者の要件で説明しましたが、100 トン未満の旅客船 1 隻のみの場合は運航管理者だけでいいということになっていきますので、2 隻以上になると統括管理者が必要になってきます。

○小貫委員

1 隻以下だったら運航管理者だけでいいと。その基準については、今、言っていたところだということなのですけれども、先日の決算特別委員会で、小型船 4 艇は用船なのだと、1 隻だけではなくて、実はそれ以外にも 4 艇がついてきているのだということなののですけれども、このまず用船というのは、法律上、どのように位置づけられているのか、それを説明してもらえますか。

○（産業港湾）管理課長

用船、いわゆる船のリースになるかと思うのですけれども、海上運送法第 2 条に定義を規定している条文があり、「この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。」となっておりますので、船舶の貸渡業に該当するのではないかと考えています。

○小貫委員

前の答弁と統合すると、安全統括者を置くことができない、しかし船はほかに 4 艇持ちたいと。そこで、用船という形で法の縛りを逃れているということだと理解しますが、まず小型船の 4 艇の規模と定員はどういう形になっているのですか。

○（産業港湾）管理課長

まず、規模なのですが、長さが 27 フィート、8 メートル強ぐらいになるかと思います。

定員については、正式な定員人数は押さえていないのですが、人を運送する不定期航路事業として行うことが前提であるので 12 名以下ということで考えております。

○小貫委員

総トン数は。

○（産業港湾）管理課長

総トン数については、現在、押さえておりません。

（「押さえていない」と呼ぶ者あり）

はい。わかりません。

○小貫委員

それで、押さえていないと言われて困ったのですが、現在の観光船事業の登録事業者で、用船を含めて複数の船舶を持っている事業者は、どのぐらいいるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

直接観光船事業者にはヒアリングとかをして確認しているわけではないのですが、聞いているところでは 2 社あると聞いております。

○小貫委員

その 2 社というのは、以前、決算特別委員会の中でも資料が出ていましたけれども、どこを発着としている事業なのですか。

○（産業港湾）管理課長

一つは小樽運河、もう一つは港町護岸です。

○小貫委員

それで、今回の高島の場合ですが、この小型の用船 4 艇は、どこに着ける予定でいたのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

当初は、浮桟橋に設置する予定でしたが、今その浮桟橋は取りやめるとのことなので、現在は前浜を利用して、その都度上架して使うというふうに聞いています。

○小貫委員

その都度乗っけると。そうしたら、終わったら、そこは乗っけっ放しになるということなのですか。一日営業が終われば、船が流れないようにどけておかなければいけないですね。それはどういうふうにする予定なのですか。

○（産業港湾）管理課長

私どもが聞いている話ですと、その都度、陸に上げるというふうに聞いています。

○小貫委員

今の施設の用地のところに入れると。先ほど、中村吉宏委員が言っていたけれども、そこも聞いていて曖昧だったのですが、建物の中に入れないければ要は問題ないのだと、その場合、そういうことでよろしいですね。

○（産業港湾）管理課長

もともと申請のあった建物は休憩所と聞いておりますので、船を保管する施設をつくるとは聞いていません。で

すので、あくまで青空ではないですけれども、自分の所有地の中に置くと聞いております。

○小貫委員

先ほどの中村吉宏委員とのつながりにやはりなるのですけれども、結局、あそこの敷地だけをとれば、小樽市港湾施設管理使用条例上、要は適用除外になるという捉えでよろしいのですね。要は、港湾施設ではないから、港湾施設の使用許可を受ける必要はないと。だから、陸地に揚げて大丈夫なのだと、そういう認識でよろしいのですか。

○（産業港湾）管理課長

あくまでも土地であって、構築物ではないので適用除外だという考えです。

○（産業港湾）産業港湾室長

今の小貫委員の御質問でございますけれども、いわゆる民有地ですね、民有地の部分というのは、港湾施設内ではないから港湾管理者の無許可でいわゆる船を置いてもいいと。確かに、その民有地につきましては港湾施設ではございません。

○小貫委員

だから、先ほどの答弁がうまく丁寧ではないなというところで、今、改めて確認のために聞いているのですけれども、要は港湾施設ではないからいいのだということでもいいのですよね。民有地かどうかということもそうなのですけれども、その辺はどうかのですか。

○（産業港湾）港湾室長

確かに港湾施設ではないので、いいのだということでございます。

○小貫委員

それで、この間、さまざまな条例のねじ曲げというのが正直ある部分ではあるのですけれども、前定例会では、当委員会で質問した小樽市港湾施設管理使用条例の上位法は何なのだという話をやりとりしました。それについては改めて少し日にちがたちましたけれども、どのように考えているのか、今、考えを示してください。

○（産業港湾）港湾室長

あくまでも管理使用条例につきましては、基本は港湾法に基づいて、その港湾施設の使用に当たっての条例という認識でつくられていると考えておりますが、さまざまな港湾施設がございまして、例えば上屋だとか、それから引き船ですとか、岸壁もそうですけれども、それぞれの施設の形態がまちまちでございまして、一概に全て港湾法に基づいて管理するかというと、またいわゆる公営住宅のような考え方で管理するということもあるかと思えますし、いわゆる道路の管理という意味で、道路の使用についての条項を設けるとか、そういうことがありますので、一概に全てが港湾法に基づくものというふうには考えられないのですが、やはり港湾法があつて初めての管理使用条例でございまして、原則港湾法が上位法というふうに私どもは考えております。

○小貫委員

今、いろいろな場合があるということなのですが、そうしたら原則港湾法ということなので、原則以外はどのようなものがあるのですか。

○（産業港湾）港湾室長

いわゆるいろいろな形態で上屋であれば上屋ということで、それにかかわる建築基準法的な考え方も当然出てきたり、その管理に当たっては公営住宅の管理のような考え方もあったり、その辺のところはケース・バイ・ケースで運用されるということで、原則港湾法と答弁した次第でございまして。

○小貫委員

上屋という話も出てきましたけれども、それならば護岸の管理についてはどうなのですか。

○（産業港湾）港湾室長

護岸の管理につきましては、管理使用条例第 3 条にもございますけれども、使用の許可につきましては第 3 条の

規制がかかります。この管理という部分につきましては、一般、その他の構造物と同じように、その他のこの条例に則して管理されるものというふうに考えてございます。

○小貫委員

確かに管理と言ったから、そういう答弁が返ってくるのですけれども、今、問題になっているのは、護岸の係留の問題ですよね。それが、この間は、その護岸の係留が港湾法上、問題なのではないかという議論の経過の中で、この管理使用条例の上位法はどこなのですかという議論が前定例会の当委員会であったと。それで、改めて今回聞いたら、大きくくりにして原則は上位法は港湾法だと。そこで、そうしたら、もう一回立ち戻りますけれども、護岸の係留に関して言えば上位法はどこになるのですか。

○（産業港湾）港湾室長

護岸の規定は、あくまでも港湾法でございますが、護岸を係留施設として利用できる法的な根拠はございません。

○小貫委員

それは、前定例会の当委員会で聞いているのですよ、この条例を定めた法的根拠がないという。ただ、そのことは多分問題だと思うから、今回の当委員会には、いいかげん答えを準備してくるだろうと、弁明の機会を与えようかなと思って今回質問したのですけれども、変わりがないということなので、それは後にしておきます。

◎分区について

分区の問題に入りますが、まず先ほど秋元委員が言っていましたけれども、分区条例は何も定めなくてもいいのだというところで、そもそもなぜ平成 8 年に、この分区条例を定めることになったのか、その経過を説明してください。

○（産業港湾）港湾室長

平成 8 年に分区条例が制定されたきっかけ的なことになりますけれども、当時、やはり小樽市への観光客の増加に伴いまして、そういった観光客の集まる施設とかが臨港地区内にどんどん入り込んできたというような状況にございました。そんな中で、中央ふ頭の基部の部分にパチンコ屋が立地いたしまして、それが非常に港湾活動に支障があるということが港湾業界からも噴出したしまして、小樽市には、それまで分区条例なるものはなかったわけなのですが、それをきっかけに分区条例を制定したというふうに承知しております。

○小貫委員

今、答弁あったように観光客の流入があるのだと。先ほど市長が観光と漁業の一体などという、そんなようなことを答弁していましたけれども、そもそも分区条例をつくった一つの要因というのは、観光とそのほかの港湾とどうすみ分けするかということが、今、室長がおっしゃったように、そもそもきっかけではないかと私は思うのです。ところが、今やられようとしていることは、それと逆のことを、今、取り組まれようとしていると。今、市として本来取り組まなければいけない観光と水産の結びつきというのは、どういうものが考えられるのか、水産課、先ほどの市長の答弁を受けて、改めて説明してください。

○（産業港湾）水産課長

観光と水産業ということですが、うちとしては水産物のブランド化といいますか、そういうのに取り組んだりとか、水産物、水産加工品等の販路拡大であったり、小樽に来て買っていただくと、そういう活用、情報提供としてホームページとかでそういう水産物の情報等を流して、その方々が小樽に来てそういう消費、観光客が小樽に来て消費していただければという思いもございます。

○小貫委員

だから、きちんと漁業が成り立っていないと、観光と結びつけるといっても無理なのですよね。漁場を荒らして、それで観光船事業をやったからといって、観光客が喜ぶかといったら、そうではないということだと私は思います。だから、この分区上、結局、最初の質問のほうで、あそこの土地を買ったから使うのだということで、漁港区にお

いての主体ではないのですよね。そのことが明らかだと思うのですけれども、それを聞いても大変なので次に行きますけれども、まず分区条例上の商港区の場合、別表第 1 第 8 号に適合して、「前各号の施設に従事する者」、この者以外が利用する施設数は、商港区の場合どのくらいあるのですか。

○（産業港湾）管理課長

第 8 号に適合し、前各号の施設に従事する者以外が利用する施設数ということですが、詳細についてはその辺把握しておりません。

○小貫委員

同じく工業港区の場合とは聞こうと思っていたのですけれども、そちらもそうしたら把握していないということではよろしいのですか。

○（産業港湾）管理課長

把握しておりません。

○小貫委員

それだったら漁港区の場合はどうなのですか、今回の 12 個でしたか。その場合は、漁港区なんて限られていますから、どうなのですか、今回だけということかな。

○（産業港湾）管理課長

詳細については、把握していません。

○小貫委員

管理課長、申しわけないけれども、私、確かに質問の準備がいろいろおくれてやりとりできなかったのですけれども、このことは聞きますと、私、言ったのですよ。そして、2 時間、3 時間か、結局秋元委員の答弁調整でとまったわけですよね。秋元委員の後、すぐ私の質問が来るというのがわかっているわけだから、その時間で十分調べられたと私は思うのですけれども、そういう調べるという行為はしていただけたのでしょうか。

（「すぐ、答えられないでしょう」と呼ぶ者あり）

いや、自分の行為だもの、別に。

○（産業港湾）管理課長

大変申しわけございませんけれども、そこまで至る時間がございました。

○小貫委員

この問題は、別によくあるケースですということなのだったら、それも問題なのだけれども、今回の漁港区の場合も、今までの流れがあったからという話になるかもしれないのですけれども、仮にここの商港区や工業港区で、そういう実態が余りありませんという話になると、話がまた別になってくるのですよね。だから、その辺は気をつけてしっかり調べていただきたいなと考えています。

それで、もう一つが先ほど秋元委員の質問の中で、小樽港港湾区域内の工事に関する条例の関係で、これは余り使わないのだというような答弁があって、秋元委員、もう少しそれしつこくやるのかなと思ったらやらなかったものですから、何でこの条例を利用していないのか、その辺、もう一回説明していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

港湾区域内におきます工事の許可についてなのですけれども、国などが行う工事については、工期ですとか工事の内容や規模が比較的大きいものですから、許可申請を出していただいているところなのですけれども、軽微なものについては、工期とか内容が簡易なものなので、そこまで出してもらっていないのが実態です。

○小貫委員

そのかわりに何か別ので対応しているのですか。

○（産業港湾）管理課長

港湾施設使用に基づきます占用許可ですとか、行事等許可でその辺を対応しております。

○小貫委員

この後段の許可を出しているというのは、港湾施設管理使用条例でよろしいのですよね。

○（産業港湾）管理課長

行事等許可についての質問だと思うのですが、それは条例ではなくて、港則法の第31条だったと思うのですが、それに準拠した形で行事等許可申請を出していただいています。

○小貫委員

占用については。

○（産業港湾）管理課長

港湾施設の占用については、小樽市港湾施設管理使用条例に基づいて提出していただいています。

○小貫委員

それで、ただ、この港湾区域内の工事に関する条例の施行規則にも、第2条第2項に、「ただし、軽易な工事については、第4号から第6号に掲げる書類は、省略することができる。」ということで、軽易な工事についてもしっかり記載があるのに、なぜ軽易な工事をそもそも省いてしまうのですか、その辺はどういう経過があったのですか。

○産業港湾部参事

経過については、詳細なところは把握してございませんけれども、先ほどお話をしているとおり、この工事に関する条例については、主に直轄事業でやる工事について申請していただいているということでございます。

○小貫委員

例えば、その直轄事業の場合の工事とかというのは、基本的に恐らく港湾計画にのっとった工事ということではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○産業港湾部参事

基本的には、港湾計画に基づく工事だと思いますけれども、俗に言う維持管理事業がございますので、港湾計画にはのっとらない事業も含まれるということでございます。

○小貫委員

それで、何でこれを使わないのかというのが先ほどから疑問なのですが、条例第1条を読み上げてください。

○（産業港湾）管理課長

第1条、「小樽市港湾区域（以下「港湾区域」という。）内の工事については、法令その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。」

○小貫委員

港湾区域内の工事は、この条例に定めるところによるのだと。それで、法令その他別に定めるものは除きますよと。ということは、法令その他別に定めるものという基準の中で省いているということではよろしいのですか。

○産業港湾部参事

ここの第1条に書いてあるとおり、工事については、そういう形で直轄事業等を出していただいていますけれども、通常の例えば工作物とかについては、市の施設管理使用条例に基づいて申請を受けているということでございます。

○小貫委員

このきょうの議論を聞いていて、今までの対応というのは少し検討の余地があるなというぐらいは思ったのでし

ようか。

○産業港湾部参事

検討余地といひましようか、今までやってきた過去の経緯がございますので、そういうことについては、一度調べてみたいというふうに思っております。

○小貫委員

検討しますぐらい言ってほしかったですけどもね。

それで、今、問題となっている漁業者と事業者との話し合いなのですけども、この状況について、詳しくどういう意見が出ているとか、その辺も含めてお聞かせください。

○産業港湾部参事

漁業者からの意見ということでございますけれども、10月7日に、市からお話し合いをする機会を設けていただきたいというようなことを申し入れいたしまして、10月13日にその話し合いが開かれたわけですけども、その協議内容といたしましては、浮き桟橋も設置されていないということや、観光船の係留もされていないということから、現状では漁業権の侵害には当たらなくなったかもしれないけれども、やはり今回の事業者以外にも民有地を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そこを利用した新たな観光船事業が行われるという懸念もある。さらには、協定も結ばない中で、事故の発生についても不安があるというようなお話があったというふうに聞いてございます。

○小貫委員

その協定が結ばれない中でということなのですけども、その辺は話し合いがついていないのですか。

○産業港湾部参事

協定を結ぶということについては、はっきりとした合意は、まだできてございませんけれども、今まさに話し合っている最中というところでございます。

○小貫委員

そもそも協定を結ぶかどうかというところで意見が合わないということなのですか、協定の中身がどうかということではなくて。

○産業港湾部参事

協定については、それももちろん中身もございますけれども、漁業者と事業者が結ぶということも含めて、今、内容もありますけれども、結ぶということについて、今その話し合いを進めているところでございます。

○小貫委員

結ぶということについて、市としては、たしか結んでくださいと指導をしているのですよね。

○産業港湾部参事

はい。我々としては安全航行のこともございますし、いろいろな懸念がありますので、協定を結んでほしいということではお願いをしているところでございます。

○小貫委員

それで、結ばないと高島漁港を利用した観光船事業はだめですよと、そういう立場だということでもいいのですか。

○産業港湾部参事

協定を締結ということが今回の許可条件にはなっていないので、それをもってだめだということにはならないということで、ただ一般に結んでいただきたいというお願いはしてございます。

○小貫委員

それだと少し話が違わないかなと思うのです。漁業者からは、今のままやられたら困るという意見を市として聞いていながら、しかしそれはあくまでも事業者に対してお願いでしかないというのは、やはりどっちの方向

を市として向いているのかと問われかねない答弁だったと私は思うのですよ。

だから、市としても、やはり漁業は守っていききたいと。私は、あの観光船事業はやめたほうがいいと思っていますけれども、それでも観光船業者がやりたいというのであったら、きちんと漁業者の意見を聞く協定を結んでください、そうでなければ施設の許可はできませんよと、そういう立場で臨むのが本筋なのではないですか。

○産業港湾部参事

協定については、再三事業者にもお願いをしていますし、漁業者にも結ぶようにお願いをしていますし、我々もその間に入って何とか結んでいただきたいというふうに思っています。

(発言する者あり)

○小貫委員

そうしたら、それぞれに今対応しているということなのですが、事業者としては結びたいと思っているのか、漁協、漁業者としては結びたいと思っているのか、それぞれはどういう気持ちなのか。

○(産業港湾) 港湾室長

まず、事業者には、私どもからの指導という形で、協定について結ぶ方向で漁業協同組合と話し合いをしながらという指導をしています。そして、事業者はわかりましたということで、漁業協同組合と協定を結びたいということが以前にございまして、ところが、漁業者から反対の声が上がったということで、その協定を結ぶにまだ当時は至らないで、現在のような事業に対する反対という意向が示されてきたと。

現在は、私どもにつきましては、どちらを向いているのかと言われるのも嫌なのですが、一応私ども許可に当たって、そういう協定を結ぶということを前提にした指導をしております、それについては漁協にも事業者が結びたいということで言っているのです、結ぶようにしていただきたいというのを前提に、今、漁協は、漁業者に、それも含めて、協定を結ぶということも前提として含めて、どのような形でこの件について調整するか、調整できるか、これを検討していただいていると、そういう状況でございます。

○小貫委員

事業者が協定を結ぼうと思ったのだけれども、それはまず第 1 回目で漁協に蹴られたと。ところが漁協とまた漁業者との間でも意見が違うという捉えでよろしいのですか。

○(産業港湾) 港湾室長

漁協と漁業者については、まず漁協の立場というのは、私どもですとか事業者がこういうふうに考えているということを経験した上で、今、漁業者の御意見を伺っている段階という状況でございます。

○小貫委員

私、この間の答弁を聞いていると、多分いいかげん観光船業者はあきらめてくれというのが漁業者の本音のところではないかなというような気もするのです。それでほかの場所はどうなのかということなのですが、小樽港湾区域を発着場所とするほかの観光船事業者と漁業者との関係、これは直接下に特に漁場があるというところはそんなにないと思うのですが、それとの関係ではどういうふうになっているのですか。

○(産業港湾) 港湾室長

小樽港の港湾区域内のいわゆる運河とか本港地区を発着点としておりますいわゆる観光船の走っているコースというのは、まさに漁業権が設定されているところを航行して、目的地である青の洞窟ですとか、オタモイ海岸とかに行っておりますので、そういう意味では、まさに漁業と関連のある地区を航行しているものでございます。

○小貫委員

それらの事業者は、別に協定とかの必要がないぐらいの関係だということではよろしいのですよね。

○(産業港湾) 港湾室長

協定につきましては、義務が生じているものではございませんので、現在のところ、ほかの観光船事業者につい

ては、協定を結んでいるという話は聞いておりません。

○小貫委員

それで、問題は今の観光船事業者のことなのですけども、先ほど来、議論に出ているように、違法ではないと言うけれども不適切を繰り返すと、事前に不適切をやって、さらにそれを適切に合わせようとする。いわば悪いことをやっているという認識が余りにもないというか、そういう事業者に対する対応の問題なのですが、よく私たちは税の滞納の相談などを受けますけれども、1 回約束を破ったら、あなたはもうそれは悪質だよと、もう強制的にやるよというふうに市役所は出てきますよね。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

ところが、今回は違うと、1 回約束を破って条例に対して無視したやり方をやっても、指導で済ませると。また同じことをやっても、きちんとやっってくださいねとやると。この辺の指導のあり方というのは、今後、考えていく必要があるのではないですか。

○産業港湾部参事

指導で済ますというところについては、我々としては、不適切な部分については、たびたび指導をして適切にするようにということで、何回も不適切な事案に関しては指導を続けてきてございますので、今後もそういう形で不適切な事案については、先ほどお話をしましたけれども、今後、直していけるような状況があるような場合については、やはり指導をしていって、そうではない悪質なものについては、何らかの法的な手段をとるというようなことで対応していきたいと思っております。

○小貫委員

私が言っているのは、そうやって指導に従わない場合は、次はもう許可しませんよと、そういう手だてというのは、内規的にでも考えていく必要があるのではないですかと。そうではないと真面目に申請を守って、市にこれだとだめですと言われながらも、真面目に条例上の規定を守ってやっている人がかわいそうだなと思うのですよ。既成事実をつくったほうが勝ちと、やはりそうではないと思うのですね。その辺はやはり厳しく市としても対応していく必要があると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○産業港湾部参事

今回の事業者については、河川についてもそういう形でいろいろなことを事前にやってというようなことがあるやに聞いてございますので、今後についても……

（「河川だけではないですよ」と呼ぶ者あり）

河川だけではなく、係留もそうでございますけれども、今後についてはどういう対応が適切なのか、再度検討していきたいというふうに思っております。

○小貫委員

それで、問題は、どうやって今後おさめていくのかということだと思うのですけれども、いろいろ想定されるケースがあると思います。そのケースに応じて、市として何かプランニングしているのか、その辺を示してください。

○産業港湾部参事

まさにそのおさめ方について、今、漁業協同組合と我々が話をしている最中でございますので、それについては、具体の例を含めて、今どういうところが落としどころなのか……

（「落としどころ」と呼ぶ者あり）

落としどころといいますか、解決策をどういう形にしていくのか、今、漁業協同組合と我々で、今話をしている、そして今後の対応、進め方について、今話をしているというところでございます。

○小貫委員

その話し合いをしているというのはわかっていて、想定されるケースは、こういうケースとこういうケースとこ

ういうケースがあつて、漁業者がうんと言わないケースだとか、その場合はこうやって対応しようだとか、事業者がもしかしたら協定を結んだケースの場合はこうやってやろうとか、そういう想定しているケースというのはどういふがあるのですかということも含めて説明していただきたかったですけれども、今の答弁だと答弁いただかなくても、この間の議論を聞いていればわかる話なので、お願いします。

○産業港湾部参事

繰り返しになりますけれども、現在、今後の対応について、進め方について協議をしているところでございますので、また進展が出れば、また説明をしてみたいと考えてございます。

○産業港湾部長

1 点、小貫委員の御質問の中で少し補足したいところがありましたので、私から御説明させていただきます。

小樽港のほかの場所を発着する他の観光船事業者と漁業者との関係という御質問がございましたけれども、小樽観光振興公社につきましては、漁協と協定を結んでいると伺っております。

それから、今、青の洞窟と窓岩周辺海域の安全運航に関する打ち合わせ会議ということで、運輸局が主導で会議が持たれまして、それが協議会に発展して観光船事業者とかいろいろな関係者が集まった会議ができると聞いております。漁協もその中に入ると聞いておりますので、その中で漁業者と観光船事業者がうまく円滑な関係をとっていけるような方法を、私どもも関係者と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長

共産党の質問を終結いたします。

民進党に移します。

○面野委員

◎小樽港高島地区の観光船事業について

それではまず、きょう資料として提出されました「小樽港高島地区の観光船事業について」の報告事項で、経過の件で、10月26日に「車止め本体への加工は、破損及び強度低下を招くおそれがある」というメーカーからの見解が出てきまして、10月27日木曜日に事業者にも車止めを取りかえるように指示したということであるのですが、やはり原状回復ということで取りかえなければいけないということなのですから、口頭で連絡指示したときの感触といいますか、事業者は、ではすぐに対応しますとか、そういったような感触はどうだったのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

口頭指示なのですが、これはまず電話で行っています。そのときの感触としては、素直に話は聞いてくれたというところで受け取っております。

○面野委員

余り疑いたくはないのですが、やはり今までの過去の経緯もありますので、期限としては、港湾室は修理にどのぐらいを見ているのですか。

○（産業港湾）管理課長

口頭による取りかえの指示は、先週の27日木曜日に行っているところなのですが、今まで口頭で何回か、こういうUフックの問題については指示した中でもなかなか取りかえていただけなかったという現状がありますので、今回は文書で指導しようと考えております。今その内部決裁の手续中でありまして、もうきょうはこの時間なので、あす、あさってとか近いうちに、まず文書で指導した上で向こうの返事を待って、どのぐらいの猶予が適当なのかというのを判断していきたいと考えております。

○面野委員

それをまた直さない場合は指導になると思うのですが、その後の行政の動きとしては、警告だとか注意・

指導・警告、最悪の場合、従わない場合はどういう結果になるのですか。

○産業港湾部参事

施設管理使用条例第23条では、港湾施設を毀損し、または滅失したときは、市長の命ずるところに従って速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなさいという形で損害の回復がうたわれてございまして、それに履行しない場合は、市長がこれを執行し、義務者からその費用を徴収するという形で施設管理使用条例にうたわれてございますので、そういう対応になろうかというふうに思います。

○面野委員

ということは、一度市で直して、それを請求するという形なのですか。

○産業港湾部参事

特に、施設管理使用条例では、市長がやって、義務者からその費用を徴収するという形で書いてございますので、最終的にはそういう形になろうと思いますけれども、今回、先ほど管理課長からも答弁しましたとおり、口頭だけではなくて、文書で命令書という形で文書を出しますし、それに命令書の中には、どういう形で回復するのも届け出よという形になってございますので、今回は、間違いなく履行されるというふうに我々は考えているところでございます。

○面野委員

少し強めの対応でお願いしたいと思います。

次に、秋元委員の冒頭の質問で、違法ではない根拠は何なのかとか、不適切な点、港湾室では不適切だというふうにおっしゃっていたのですが、まず、委員側と港湾室、市長とは少し意見の相違というか見解の相違が少し見られるのかなと思っています。実際に今、市議会、当委員会の流れ、そして現場の今わかっている点で、港湾室が考える問題点は幾つあるものなのでしょうか。

○産業港湾部参事

問題点が幾つあるかということ、数の質問でございますので、すぐ1、2、3、4ということにはならないのですが、まずはやはり漁業者に対しての事前の説明が不十分であったということもあろうかと思いますし、何回かお話はしてございますが、そういうことも含めて何点かあるのだと思うのですが、数については、今即答できる状況にはございません。

○面野委員

数で示せないということであれば、解決しなければいけない問題は、どのようなことがあるのですか。

○産業港湾部参事

やはり大きな問題は、先ほどからもお話ししているとおり、今後どういう対応をとれるのか、どんな形で進めていけるのかというのが一番我々としては解決しなければならない課題だというふうに思っております。

（「主語は、主語というか漁業者へ対してということですか」と呼ぶ者あり）

漁業者に対してもそうですし、事業者に対してもそういうふうに思っております。

○面野委員

それではまず、漁業者に対して、今、問題になっていることの原因は、どういうふうに考えていますか。

○産業港湾部参事

十分な丁寧な説明、経緯だとか、そういうことについての説明が十分ではなかったということが、漁業者に対しての今回のこういう形になっているというふうに思っております。

○面野委員

それでは、それを解決しないといけないですね。解決には、事後の説明で解決するという方法を今とっていると思うのですが、解決策は見つかりそうなのですか。

○産業港湾部参事

解決に向けて、我々は、今一生懸命努力をしているところでございます。

○面野委員

協議が現在の解決策であり、今後の対応になるということですが、まずこの問題があった時点で、やはり一連の申請許可、いろいろございましたけれども、やはり何か不備な点、瑕疵があったというような認識は、現在、港湾室ではお持ちですか。

○産業港湾部参事

瑕疵があったということではないですけども、説明が十分ではなかったといひましようか、もう少し事前に今回の案件について丁寧な説明が必要だったというふうに思っております。

○面野委員

では次に、ここが問題なのではなかったのかなということをまず一つ挙げさせていただきますが、まず水面に船を泊めるということは、それにかかわる係船柱なり係船環、係船くい、これが必ず必要になってくると思うのですが、これは普通、図面などで申請書を見ていると、基本的に係船くい、係船柱がない状態のところ許可をおろしているわけですね。ということは、何に泊めればいいのかという認識で許可をおろしたのですか。

○（産業港湾）管理課長

護岸の登録に当たって、許可条件をつけています。事業者の費用をもって係船環とか係船設備をつけてくださいという条件になっていますので、それを同時に履行させることが必要だったのかなと考えております。

○面野委員

許可条件にしていたのですか、すればよかったなということですか。

○（産業港湾）管理課長

護岸の登録の許可条件には、自分たちで係船環をつけてくださいという要件になっています。

○面野委員

でも、現在、係船環は取りつけられていない状態ですね。

○（産業港湾）管理課長

現在、取りつけられていない状況です。

○面野委員

それで登録したのですか、許可条件がそこにあって登録をしたということなのですか。

○（産業港湾）管理課長

登録に当たって、そういうものを設備した上で使用してくださいということです。

○面野委員

私の認識が間違っているのでしょうか。登録するということは、水面に船を泊めていいですよというのが、それが登録なのですね。運河護岸・物揚場護岸登録申請書、これの許可条件が係船環、係船設備をつけてくださいよという許可条件になっているということですか。

○（産業港湾）管理課長

そのとおりです。

○面野委員

これはしかし6月1日に許可しているのですよね。許可条件がクリアされていないで登録を許可したということではよろしいのですか。

○産業港湾部参事

登録するに当たって、係船環を自分でつけなさいという条件を付して、6月1日に許可をしたということです。

○面野委員

では、港湾室は、係船環ができたかできないかの確認は必要なく、してくださいよという約束だけの許可条件なのですか。

○産業港湾部参事

約束というよりは、係船環をつけなさいという条件を付して許可をしたと、登録をしたということでございます。

○面野委員

では、実際にはつけなくても許可はおろしますから、後からつけてくださいねという、そのぐらいのものなのですね。

○産業港湾部参事

後からつけてくださいねということではなくて、係船するに当たっては、自分で係船環をつけてくださいねという条件を付して許可をしたということです。

○面野委員

そうしたら、実際には、許可条件をクリアしているかどうかは確認せずに登録の許可を出したということですね。

○産業港湾部参事

登録の際に、そういう条件を付したということでありますので、同時にそれをこういう条件でやってくださいということで許可をしていますので、確認するというのではなくて、同時にそういう条件を付した、そして登録をしたということでございます。

○面野委員

それでもやっていないのですよね、今となって考えればやっていないので、そういう場合はどうなのですか、許可条件をクリアしていないので、許可を取り消しますとかという処分にはならないのですか。

○産業港湾部参事

それについては不適切だったので、再三注意をしてくださいということで、我々は指導をし続けてきたということでございます。

○面野委員

では次、その再三の指導をしている最中で、10月3日に工作物等施工許可申請書を港湾室に提出、これは書類不備のため保留の状態ということで、これが要するに係船環、係船設備の申請書ということですよ。

○（産業港湾）管理課長

工作物等施工許可申請書に係船環をつけるための必要な許可申請です。

○面野委員

これは書類不備のため保留と書いておりますが、どのような点が不備な状態なのですか。

○（産業港湾）管理課長

申請書には、設計図、その他必要な図面及び仕様書が添付されることになっているのですが、それが不足しているため不備として取り扱っています。

○面野委員

この書類が完全に完成したとしたら、整った場合、現在の状況下で許可を出すのですか。

○産業港湾部参事

今、書類が整ったとしても、ある程度、漁業者の方、事業者と漁業者との間で今後の進め方について一定方向の方向性が示されないと、なかなか許可はできないのではないかというふうに思っております。

○面野委員

もうそのとおりで私も思うのですが、ただ先ほども、いろいろと法令遵守でやられていたということと、あと

審査基準・標準処理期間とかがある中で、申請書が完全なものであっても、何か保留にできる根拠はあるのですか。

○産業港湾部参事

保留にできる根拠というのは、一方では、今、私がお話したとおり、一定方向の方向性が示されない限りは、それは法令に触れなくても、我々としては許可は出せないのではないかというふうに思っています。

○面野委員

私は、もう最初にその措置をとるべきだったのではないかなと。たればの話にはなっていますが、やはりその対応が今回の件の全ての問題の大きさにつながったのではないかなと考えているところです。そこが全てなのですが、では、次に、秋元委員の時系列の資料を一部利用させていただくのですが、7月20日の建築指導課の「(株)ラファがシャワー棟取り止めの修正(港湾室が(株)ラファに、再度シャワー棟は漁業関係者の利用が見込めないため、分区条例上なじまないのではと指摘)」と、まともなことが書かれているのですけれども、これはどういった調査というか、何かこういう情報が入ってきたのですか、漁業関係者の利用が見込めないのだと思わせた何か根拠があるのですか。

○(産業港湾)管理課長

地元からそういう情報とかが入って見込めないのではないかという判断ではなくて、普通、飲食店であれば、そこで食べたり飲んだりすることは考えられるだろうと。それに伴って、トイレの使用だとかもあり得るだろうというふうには考えたのですけれども、そこで飲食した方がシャワーを使うということは、現実的にあり得ないのではないかという、港湾室の判断でなじまないのではないかということです。

○面野委員

それでは、私たちが視察に伺ったときには、実際、こんなところに飲食店があっても利用しないですとか、そういう声も上がっていました。それに、あと事業計画概要の中に、ラファの事業期間が書かれているのですけれども、4月下旬から11月上旬ということなのですが、11月から3月まで漁業者の方は漁業を営んでいますよね。やはり本当にこの分区条例中の利用者のためにと考えるのであれば、この期間休むのは少し整合性がとれないのではないかなと思います。私も調べた例示を挙げますと、苫小牧の公設市場に飲食店が入っているのですが、これは市場の始まる朝6時から市場の閉まる昼2時までなのですよね、こういうことであれば納得はできますよ。ただこの事業者の考えからいくと、自分たちの観光船事業がやっていないときは飲食店を閉めますよという、これはやはり分区条例の利用される飲食店・物販店というのには、なかなか整合性がつきにくい。それでいて、またシャワーはなじまないのではないかなという、その解釈の偏りがすごく感じられるのですけれども、その点どうですか。

○産業港湾部参事

事業計画概要によれば、4月上旬から11月上旬という形で事業期間が書かれて、ただし予約で冬期間営業しますよという形で書いてございますので、冬期間も決して営業はしないということではないと思っていますし、さらに言えば、我々、分区条例別表3の第12号で、この建物を飲食店という形で判断してございまして、それについては近隣の第1号から第11号に定める施設の従事者及びその利用者がということで、今回、第12号に該当しますので、それについては決して冬期間営業しないから当てはまらないということではないと思っています。

○面野委員

では、その論理でいくと、別表第1、2、3、4、5最後の各号にある利用者のための飲食店であれば、これ全て認められるわけですね。

○産業港湾部参事

第1号から第11号に該当する施設に従事する者及びその利用者のための飲食店については、認められるということでございます。

○面野委員

この漁港区のこの事業者のやり方というか、許認可をおろしてきた経緯からすると、商港区でも工業港区でもマリーナ港区でも修景厚生港区でも、全部飲食店をつくって係留の許可さえ得られれば、こういったようなことがどこにでもできるという、これ一つの例示になってしまうのではないかなと私は思うのですが、そういうふうにはやはり許可をおろすのですか。それとも現在、やはり問題があつて、今回は漁港区なものですから漁業者と、今、協議が進まない、協定を締結しないままでは、先ほど係船設備の許可もおろすことができないというふうにおっしゃっていましたけれども、やはり最初からこの姿勢で臨むというのが今後の対応と、そう私たちは受け取ってもよろしいのでしょうか。

○産業港湾部参事

分区条例の建物の考え方ですけれども、別表にあるとおり、商港区、工業港区、マリーナ港区、修景厚生港区、それぞれの各号に飲食店の基準は書いてございますけれども、それぞれの飲食店の基準を満たせば、それを我々は許可するというところでございます。

○面野委員

分区条例のほうは飲食店なのだけれども、その事業者が、ではまたその近隣の水面の占用を申請してきて、観光船事業とは言わないかもしれませんが、占用の許可申請を出されたときには、また今回と同じような方法をとられるのですか。

○産業港湾部参事

建物については、あくまで分区条例のこの別表で判断をしていくということでございます。

○面野委員

だけれども、今回の事業者も、陸域は分区条例で審査というか、許可して、さらに分区条例ではカバーできない点で、今度、水面の利用ですとか係船許可、この辺を許可して、別個に考えられているわけですね。一つの事業者が、陸域に飲食店を建てる。ただ、海の観光船事業は、分区条例にはそぐわないので、分区条例上ではもちろん禁止できないという、そういう論理のもとで今回ここまでの話になってきているので、また同じことを繰り返す可能性、そういった事業者、今回の件を見て、そう考えているこれから出てくる事業者も、必ずいないというわけではないと思うので、ほかの商港区、工業港区ではなくても、漁港区でもまたこれ考えられると思うのですよね。その場合、また同じ対応でやられるのですか。

○産業港湾部参事

建物については分区条例がございますので、分区条例に基づいて判断していくわけでございますし、係留については、それぞれ場所場所によって係留施設があるのか、それぞれケース・バイ・ケースで判断していくということになろうかと思います。

○面野委員

ケース・バイ・ケースということなので、今回、先ほど参事もおっしゃっていましたけれども、やはり漁業者と事業者のある一定の協議が進み、円滑な状態ではないと係船設備の取り付けの許可は出さないということでおっしゃっていただいたので、事前から、このような懸念がある場合は、やはり法令の解釈にはとどまらず、市役所の中には行政係という法律を管理されている係もございますので、その辺のところにやはり相談なりしていただいて、誰に質問されても、おかしいのではないかと、解釈の違いではないかと、中には市長の後援会関係者だから便宜供与もあるのではないかと、そういう声が出ないように、これから観光船事業は増加中ということなので、またこれ同じような問題になると、また大変なことにもなり得ますので、そこは気をつけていただきたいと思います。

あとは、やはり漁業者との協定ですね。私は中身はお話を聞いていませんけれども、きつとうまくいかないだろうなというふうな感じは正直受けています。そのようなものですから、これ以上は、私、具体的にこうしたほう

がいい、ああしたほうがいいということは控えますけれども、うまく調整していただきたいなと思いますし、お願いをして質問を終わります。

○委員長

民進党の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。